

東京地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 処分取消請求事件
国側当事者・国（仙台北税務署長）
平成26年5月30日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表清算人	丁
同訴訟代理人弁護士	熊坂 敏彦
被告	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	仙台北税務署長 竹澤 均
被告指定代理人	逸見 佳代

ほか別紙1 指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求（なお、この項（第1）においては、以下、所得の金額又は納付すべき税額が増加する方向をプラス、欠損金額又は還付金の額に相当する税額が増加する方向をマイナスと見て、ある金額よりもプラス方向の部分を「超える部分」と表現することとする。）

- 1 仙台北税務署長が平成22年7月6日付けで原告に対してした原告の平成17年1月1日から同年12月31日までの事業年度（以下「平成17年12月期」という。）の法人税の更正の処分（ただし、国税不服審判所長が平成24年6月26日付けで原告に対してした裁決（以下「本件裁決」という。）により一部取り消された後のもの。以下、特に断らない限り、この一部取消しの前後を問わず、上記更正の処分を「平成17年12月期法人税更正処分」という。）のうち所得の金額27万9450円及び納付すべき法人税の額5万7600円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定の処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの。以下、この一部取消しの前後を問わず、上記賦課決定の処分を「平成17年12月期法人税賦課決定処分」という。）を取り消す。
- 2 仙台北税務署長が平成22年7月6日付けで原告に対してした原告の平成18年1月1日から同年12月31日までの事業年度（以下「平成18年12月期」という。）の法人税の更正の処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの。以下、特に断らない限り、この一部取消しの前後を問わず、上記更正の処分を「平成18年12月期法人税更正処分」という。）のうち所得の金額38万0745円及び納付すべき法人税の額7万9500円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定の処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの。以下、

この一部取消しの前後を問わず、上記賦課決定の処分を「平成18年12月期法人税賦課決定処分」という。）を取り消す。

- 3 仙台北税務署長が平成22年7月6日付けで原告に対してした原告の平成19年1月1日から同年12月31日までの事業年度（以下「平成19年12月期」という。）の法人税の更正の処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの。以下、特に断らない限り、この一部取消しの前後を問わず、上記更正の処分を「平成19年12月期法人税更正処分」という。）のうち所得の金額31万7385円及び納付すべき法人税の額6万1400円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定の処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの。以下、この一部取消しの前後を問わず、上記賦課決定の処分を「平成19年12月期法人税賦課決定処分」という。）を取り消す。
- 4 仙台北税務署長が平成22年7月6日付けで原告に対してした原告の平成20年1月1日から同年12月31日までの事業年度（以下「平成20年12月期」という。）の法人税の更正の処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの。以下、特に断らない限り、この一部取消しの前後を問わず、上記更正の処分を「平成20年12月期法人税更正処分」という。）のうち所得の金額43万8803円及び納付すべき法人税の額6万5200円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定の処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの。以下、この一部取消しの前後を問わず、上記賦課決定の処分を「平成20年12月期法人税賦課決定処分」という。）を取り消す。
- 5 仙台北税務署長が平成22年7月6日付けで原告に対してした原告の平成21年1月1日から同年12月31日までの事業年度（以下「平成21年12月期」といい、平成17年12月期、平成18年12月期、平成19年12月期及び平成20年12月期と併せて総称するときは「本件各事業年度」という。）の法人税の更正の処分（以下「平成21年12月期法人税更正処分」といい、平成17年12月期法人税更正処分、平成18年12月期法人税更正処分、平成19年12月期法人税更正処分及び平成20年12月期法人税更正処分と併せて総称するときは「本件各法人税更正処分」という。）のうち欠損金額543万1708円及び還付金の額に相当する法人税の額7935円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定の処分（ただし、本件裁決により重加算税の賦課決定の処分が取り消された後のもの。以下、この取消しの前後を問わず、上記賦課決定の処分を「平成21年12月期法人税賦課決定処分」といい、平成17年12月期法人税賦課決定処分、平成18年12月期法人税賦課決定処分、平成19年12月期法人税賦課決定処分及び平成20年12月期法人税賦課決定処分と併せて総称するときは「本件法人税各賦課決定処分」という。また、本件各法人税更正処分と本件法人税各賦課決定処分を総称するときは「本件各法人税更正処分等」という。）を取り消す。
- 6 仙台北税務署長が平成22年7月6日付けで原告に対してした原告の平成19年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成19年12月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の更正の処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの。以下、特に断らない限り、この一部取消しの前後を問わず、上記更正の処分を「平成19年12月課税期間消費税等更正処分」という。）のうち課税標準額2億6316万2000円及び納付すべき消費税の額181万0600円並びに納付すべき地方消費税の額45万2600円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定の処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの。以下、この一部取消しの前後を問わず、上記賦課決定の処分を「平成

19年12月課税期間消費税等賦課決定処分」という。)を取り消す。

- 7 仙台北税務署長が平成22年7月6日付けで原告に対してした原告の平成20年1月1日から同年12月31日までの課税期間(以下「平成20年12月課税期間」という。)の消費税等の更正の処分(ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの。以下、特に断らない限り、この一部取消しの前後を問わず、上記更正の処分を「平成20年12月課税期間消費税等更正処分」という。)のうち課税標準額2億6449万7000円及び納付すべき消費税の額125万0900円並びに納付すべき地方消費税の額31万2700円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定の処分(ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの。以下、この一部取消しの前後を問わず上記賦課決定の処分を「平成20年12月課税期間消費税等賦課決定処分」という。)を取り消す。
- 8 仙台北税務署長が平成22年7月6日付けで原告に対してした原告の平成21年1月1日から同年12月31日までの課税期間(以下「平成21年12月課税期間」といい、平成19年12月課税期間及び平成20年12月課税期間と併せて総称するときは「本件各課税期間」という。)の消費税等の更正の処分(以下「平成21年12月課税期間消費税等更正処分」といい、平成19年12月課税期間消費税等更正処分及び平成20年12月課税期間消費税等更正処分と併せて総称するときは「本件各消費税等更正処分」という。)のうち課税標準額3億2210万9000円及び納付すべき消費税の額366万7700円並びに納付すべき地方消費税の額91万6900円並びに過少申告加算税の賦課決定の処分(ただし、本件裁決により重加算税の賦課決定の処分が取り消された後のもの。以下、この取消しの前後を問わず、上記賦課決定の処分を「平成21年12月課税期間消費税等賦課決定処分」といい、平成19年12月課税期間消費税等賦課決定処分及び平成20年12月課税期間消費税等賦課決定処分と併せて総称するときは「本件消費税等各賦課決定処分」という。また、本件各消費税等更正処分と本件消費税等各賦課決定処分を総称するときは「本件各消費税等更正処分等」といい、本件各法人税更正処分等と本件各消費税等更正処分等を総称するときは、「本件各処分等」という。)を取り消す。

第2 事案の概要

原告は、平成7年1月11日付けで株式会社B(以下「B」という。なお、Bは、後記2(1)イに述べるとおり、複数回にわたり商号を変更しているが、以下においては、特に断らない限り、単に「B」という。)との間で締結した原告に対して「契約顧問先」を譲渡する旨の契約(以下「本件譲渡契約」といい、本件譲渡契約に係る契約書(甲7)を「本件譲渡契約書」という。)に基づきBに対して支払った「営業収益手数料」(以下「本件支払手数料」という。)について、本件支払手数料の額から消費税等の額に相当する金額を控除した金額を本件各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入し、また、原告の代表取締役であった丁(現在は代表清算人。以下「丁」という。)に対して支給時期を1か月ごととして支給した給与(以下「本件役員給与」という。)の額について、平成19年12月期の途中である同年10月1日以降に支給するものにつきこれを減額する改定(以下「本件給与改定」という。)をしていたにもかかわらず、同年1月から同年9月までの間に支給した本件役員給与のうち本件給与改定後の金額である月額20万円を超える部分も含めて平成19年12月期に丁に本件役員給与として支給した金額の全額を平成19年12月期の所得の金額の計算上損金の額に算入して、それぞれ原告の本件各事業年度の法人税の確定申告(以下総称するときは「本件各確定申告」という。)をしたところ、仙台北税務署長が、平成22年7月6日、原告に対し、①本件支払手数料の額は法人税法37条7項に定める寄附金の額に該当する、

②本件給与改定は法人税法施行令69条1項1号（現行のもの。なお、平成19年1月1日から開始する原告の平成19年12月期の所得に対する法人税については、同年政令第83号附則2条の規定により、同令による改正前の法人税法施行令69条1項の規定（別紙2の2(1)）が適用されるところ、同項2号と現行の同項1号ハ及び平成19年政令第83号による改正前の法人税法施行令69条1項1号と現行の同号イがいずれもほぼ同趣旨のものである（別紙2の2(1)及び(2)参照）ことに照らし、以下、当事者の主張を記載する部分においては、現行の同号であることを示した上で記載する。）に定める事由に該当しないなどとして、本件各処分等をした。

本件は、原告が、①本件譲渡契約は、Bの収益獲得源泉を原告に譲渡したものであって、本件支払手数料は、上記の譲渡との対価性を有し、寄附金に該当しない、②本件給与改定は、現行の法人税法69条1項1号ハ（上記の改正前の同項2号）の定める事由に該当するなど主張し、本件各処分等が違法であるとして、その取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

別紙2「関係法令の定め」に記載したとおりである（同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。また、同別紙において、法令の改正関係を明らかにした法令については、以下、特に断らない限り、改正関係の記載を省略する。）。

2 前提事実（証拠等の掲記のない事実は、当事者間に争いがないか、当事者において争うことを明らかにしない事実である。以下「前提事実」という。）

(1) 原告等

ア 原告

原告は、平成6年4月●日、目的を記帳整理及び決算書類の調製受託等、商号を株式会社C、本店の所在地を福島市、資本の額を1000万円として設立された株式会社である。原告は、商号を、①同年7月●日、株式会社Dに、②平成10年1月●日、株式会社Eに及び③平成22年9月●日、現商号（株式会社A）に、それぞれ変更し、同月●日に株主総会の決議により解散した。また、原告は、平成10年1月6日、本店の所在地を現住所地に移転した。

丁は、原告の設立（平成6年4月●日）から解散（平成22年9月●日）に至るまでの間、原告の代表取締役役に就任し、現在は、原告の代表清算人となっている。（乙1の1ないし4）

イ B

Bは、昭和50年1月●日、目的を記帳整理及び決算書類の調整受託等、商号を株式会社D、本店の所在地を仙台市、資本の額を500万円として設立された株式会社である。Bは、昭和57年7月●日、資本の額を1000万円に増加することとしたほか、商号を、①平成9年12月●日、株式会社Fに、②平成10年1月●日、株式会社Dに、③平成11年8月●日、現商号（株式会社B）に、それぞれ変更した。また、Bは、本店の所在地を、①平成10年1月●日、福島市に、②同月●日、仙台市青葉区に、③同年2月●日、同区●に、④平成14年6月●日、福島市に、⑤同年7月●日、仙台市青葉区●に、⑥同年8月●日、同●番●号に、⑦平成24年5月●日、同●番●号に、それぞれ移転した。

丁は、Bの設立当初（昭和50年1月●日）、Bの取締役役に就任し、平成6年3月●日、Bの代表取締役役に就任し、平成14年7月●日、Bの取締役役を辞任したが、平成22年7月●日、Bの代表取締役役に就任し、現在に至っている。（乙2の1ないし7、3の1・2）

ウ 株式会社G（以下「G」ということがある。）

Gは、昭和51年3月●日、目的を生命保険の募集に関する一切の業務等、商号を株式会社H株式会社、本店の所在地を仙台市、資本の額を3500万円として設立された株式会社である。Gは、昭和52年2月●日、資本の額を1000万円に減少することとしたほか、商号を、①昭和51年4月●日、I株式会社に、②平成22年8月●日、現商号（株式会社G）に、それぞれ変更し、同年9月●日に株主総会の決議により解散した。

丁は、昭和55年12月●日、Gの監査役に就任し、昭和62年9月●日、Gの取締役役に就任し、平成8年9月●日から解散（平成22年9月●日）に至るまでの間、Gの代表取締役役に就任し、現在は、Gの代表清算人となっている。（乙4の1ないし7）

エ 株式会社J（以下「J」ということがある。）

Jは、昭和63年7月●日、目的を不動産賃貸業等、商号を株式会社J、本店の所在地を仙台市、資本の額を6000万円として設立された株式会社である。Jは、平成元年3月●日、資本の額を1億1000万円に増加することとしたほか、昭和63年9月●日、本店の所在地を仙台市に移転した。

丁は、Jの設立（昭和63年7月●日）から現在に至るまで、Jの代表取締役役に就任している。（乙5の1ないし3）

(2) 本件譲渡契約等

ア 原告は、平成7年1月11日、Bとの間で、本件譲渡契約を締結したところ、本件譲渡契約書（甲7）に記載された内容は、次の(ア)ないし(エ)のとおりである。

(ア) 甲（原告。以下(2)において同じ。）は乙（B。以下(2)において同じ。）より、乙の契約顧問先を全て譲り受けるものとする。（1条）

(イ) 甲は、乙に対して、営業収益手数料として甲の利益分を乙に支払うものとする。（2条）

(ウ) 甲は乙の借入金及び債務について、保証するものとする。（3条）

(エ) 上記以外は甲乙協議の上決定する。（4条）

イ 原告は、原告の平成7年1月1日から同年12月31日までの事業年度（以下「平成7年12月期」という。）以降、平成21年12月期に至るまで、営業収益手数料の名目により、本件支払手数料の額から消費税等の額に相当する金額を控除した金額をBに支払っている。

(3) 原告及びBの収支及び業務の状況等

ア 原告について

原告の平成17年12月期ないし平成19年12月期における収支の状況等は、別表1のとおりであり、平成17年ないし平成19年の各9月30日時点における売上高は、別表2のとおりである。

原告は、平成11年以降、丁に対し、役員給与として月額50万円を支給していたところ、平成19年9月30日、取締役会において、同年10月以降の丁の役員給与の額を月額20万円に減額する旨を決定した。なお、平成19年12月期において、丁の職制上の地位や職務の内容の変更等の事情はない。

原告は、平成7年1月以降、いわゆる顧問先との間で会計顧問又は税務代理及び税務相談を委嘱する旨の契約（以下「会計顧問契約等」という。）を締結し、記帳整理及び決算書類の調製に係る業務の委任を受け（なお、原告との間で会計顧問契約等を締結している者については変動があり、例えば、原告の平成14年1月1日から同年12月31日までの事業年

度（以下「平成１４年１２月期」という。）において原告との間で会計顧問契約等を締結していた者（３２２件）のうち、平成２１年１２月期までに、原告が自認するだけでも２８件については合意により契約が解除され、３６件については倒産、死亡等の理由により契約が解消されている。）、原告の平成１３年１月１日から同年１２月３１日までの事業年度までは、Ｂに同業務を委託していたが、平成１４年１２月期において、Ｂにおいて同業務に従事していた従業員全員が原告に移籍し、その後は、Ｂに上記の業務を委託していない（乙２４、弁論の全趣旨）。

イ Ｂについて

Ｂの平成１７年１月１日から同年１２月３１日までの事業年度ないし平成２１年１月１日から同年１２月３１日までの事業年度における資産及び負債の状況並びに損益の状況は、別表３－１及び２のとおりであって、多額の債務超過の状態にあった上、本件支払手数料の額（ただし、消費税等の額に相当する金額を除いた額）による収益を除けばいわゆる赤字の状態であった。

(4) 本件各確定申告（甲１の１ないし５、乙７ないし１１）

原告は、本件各確定申告をする際、①本件各事業年度の収益の額に、顧問先からの受入手数料の額のほか、Ｇ及びＪから給与負担金の名目により受領した金員の額や丁個人の事業活動に係る収入の額も含めて計上した上で、本件各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入し、②本件支払手数料の額から消費税等の額に相当する金額を控除した金額を販売費、一般管理費その他の費用の額に計上し、本件各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入するなどした（別表１）。また、原告は、平成１９年１２月期に丁に対して役員給与として支給した金員の総額である５１０万円を、平成１９年１２月期の所得の金額の計算上損金の額に算入した。

なお、本件譲渡契約によって、Ｂから原告に対する資産及び負債の引き継ぎはされず、平成１７年１２月期の貸借対照表上、営業権等の譲渡を受けたことに関する資産又は負債は計上されていない。そして、原告は、次のアないしオのとおり、本件各確定申告をした。

ア 原告は、平成１８年３月３１日、仙台北税務署長に対し、所得の金額を２７万９４５０円、納付すべき法人税の額（確定申告書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載のもの。以下（４）において同じ。）を５万７６００円等とする平成１７年１２月期の法人税の確定申告をした。

イ 原告は、平成１９年４月２日、仙台北税務署長に対し、所得の金額を３８万０７４５円、納付すべき法人税の額を７万９５００円等とする平成１８年１２月期の法人税の確定申告をした。

ウ 原告は、平成２０年３月３１日、仙台北税務署長に対し、所得の金額を３１万７３８５円、納付すべき法人税の額を６万１４００円等とする平成１９年１２月期の法人税の確定申告をした。

エ 原告は、平成２１年３月３１日、仙台北税務署長に対し、所得の金額を４３万８８０３円、納付すべき法人税の額を６万５２００円等とする平成２０年１２月期の法人税の確定申告をした。

オ 原告は、平成２２年３月３１日、仙台北税務署長に対し、欠損金の額に相当する金額を５４３万１７０８円、還付金の額に相当する法人税の額を７９３５円等とする平成２１年１２月期の法人税の確定申告をした。

(5) 本件各課税期間の消費税等の確定申告及び修正申告

ア(ア) 原告は、平成20年2月29日、仙台北税務署長に対し、課税標準額を2億4884万5000円、納付すべき消費税の額を136万5500円、納付すべき地方消費税の額を34万1300円等とする平成19年12月課税期間の消費税等の確定申告をした(甲2の1)。

(イ) 原告は、平成20年3月31日、仙台北税務署長に対し、課税標準額を2億6316万2000円、納付すべき消費税の額を181万0600円、納付すべき地方消費税の額を45万2600円等とする平成19年12月課税期間の消費税等の修正申告をした(甲3の1)。

イ(ア) 原告は、平成21年3月2日、仙台北税務署長に対し、課税標準額を2億6436万1000円、納付すべき消費税の額を124万9300円、納付すべき地方消費税の額を31万2300円等とする平成20年12月課税期間の消費税等の確定申告をした(甲2の2)。

(イ) 原告は、平成21年3月31日、仙台北税務署長に対し、課税標準額を2億6449万7000円、納付すべき消費税の額を125万0900円、納付すべき地方消費税の額を31万2700円等とする平成20年12月課税期間の消費税等の修正申告をした(甲3の2)。

ウ(ア) 原告は、平成22年3月1日、仙台北税務署長に対し、課税標準額を2億7000万円、納付すべき消費税の額を62万5400円、納付すべき地方消費税の額を15万6300円等とする平成21年12月課税期間の消費税等の確定申告をした(甲2の3)。

(イ) 原告は、平成22年3月31日、仙台北税務署長に対し、課税標準額を3億2210万9000円、納付すべき消費税の額を366万7700円、納付すべき地方消費税の額を91万6900円等とする平成21年12月課税期間の消費税等の修正申告をした(甲3の3)。

(6) 本件各処分等及びその後の経緯

ア(ア) 仙台北税務署長は、平成22年7月6日、①原告の平成17年12月期の法人税について、所得の金額を1億7301万1911円、納付すべき法人税の額を5125万9600円等とする更正の処分(平成17年12月期法人税更正処分)及び同法人税に係る過少申告加算税の額を765万5000円とする過少申告加算税の賦課決定の処分(平成17年12月期法人税賦課決定処分)、②原告の平成18年12月期の法人税について、所得の金額を1億5837万1595円、納付すべき法人税の額を4686万7200円等とする更正の処分(平成18年12月期法人税更正処分)及び同法人税に係る過少申告加算税の額を699万2000円とする過少申告加算税の賦課決定の処分(平成18年12月期法人税賦課決定処分)、③原告の平成19年12月期の法人税について、所得の金額を1億5134万5866円、納付すべき法人税の額を4475万5200円等とする更正の処分(平成19年12月期法人税更正処分)及び同法人税に係る過少申告加算税の額を667万8500円とする過少申告加算税の賦課決定の処分(平成19年12月期法人税賦課決定処分)、④原告の平成20年12月期の法人税について、所得の金額を1億7013万9138円、納付すべき法人税の額を5037万0500円等とする更正の処分(平成20年12月期法人税更正処分)及び同法人税に係る過少申告加算税の額を752

万円とする過少申告加算税の賦課決定の処分（平成２０年１２月期法人税賦課決定処分）並びに⑤原告の平成２１年１２月期の法人税について、所得の金額を９３０８万４９２１円、納付すべき税額を２６９５万７２００円等とする更正の処分（平成２１年１２月期法人税更正処分）並びに同法人税に係る過少申告加算税の額を２１６万０５００円及び重加算税の額を４３３万３０００円とする過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定の処分（平成２１年１２月期法人税賦課決定処分）をした。

（イ） 仙台北税務署長は、平成２２年７月６日、①平成１９年１２月課税期間の消費税等の課税標準額を２億７３２２万４０００円、納付すべき消費税の額を８６０万３６００円、納付すべき地方消費税の額を２１５万０９００円等とする更正の処分（平成１９年１２月課税期間消費税等更正処分）及び平成１９年１２月課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の額を１２１万６０００円とする過少申告加算税の賦課決定の処分（平成１９年１２月課税期間消費税等賦課決定処分）、②平成２０年１２月課税期間の消費税等の課税標準額を２億８０８３万８０００円、納付すべき消費税の額を９００万７８００円、納付すべき地方消費税の額を２２５万１９００円等とする更正の処分（平成２０年１２月課税期間消費税等更正処分）及び平成２０年１２月課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の額を１３７万５５００円とする過少申告加算税の賦課決定の処分（平成２０年１２月課税期間消費税等賦課決定処分）並びに③平成２１年１２月課税期間の消費税等の課税標準額を２億７２９８万１０００円、納付すべき消費税の額を７６５万３５００円、納付すべき地方消費税の額を１９１万３３００円等とする更正の処分（平成２１年１２月課税期間消費税等更正処分）並びに平成２１年１２月課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の額を４３万６５００円及び重加算税の額を７２万１０００円とする過少申告加算税及び重加算税の賦課決定の処分（平成２１年１２月課税期間消費税等賦課決定処分）をした。

イ（ア） 原告は、平成２２年９月３日、国税不服審判所長に対し、本件各法人税更正処分等に不服があるとして、審査請求をした。

（イ） 原告は、平成２２年９月７日、仙台北税務署長に対し、本件各消費税等更正処分等について異議申立てをしたところ、仙台北税務署長は、同年１０月１日、上記異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認めてその旨を原告に通知し、同月５日、原告がこれに同意したため、同日、国税不服審判所長に対し、審査請求がされたものとみなされた。

ウ 国税不服審判所長は、平成２４年６月２６日、原告に対し、本件各処分等の一部を取り消す旨の裁決（本件裁決。甲６）をした。

（７） 本件訴えの提起

原告は、平成２４年１２月２１日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

３ 本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張

後記５に記載するもののほか、別紙３「本件各処分等の根拠及び適法性」に記載のとおりである（なお、同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。）。

４ 争点

（１） 本件支払手数料の額が法人税法３７条７項の定める「寄附金の額」に該当するか否か（争点１）

（２） 本件給与改定により減額された本件役員給与が法人税法施行令６９条１項２号に規定する給与に該当するか否か（争点２）

(3) 本件支払手数料について課税仕入れに係る消費税額の控除の適用があるか否か（争点3）

5 争点に関する当事者の主張の要点

(1) 本件支払手数料の額が法人税法37条7項の定める「寄附金の額」に該当するか否か（争点1）について

（被告の主張の要点）

ア 法人税法37条の趣旨及び同条7項の寄附金の趣旨

法人税法37条が規定する寄附金の損金不算入の制度趣旨は、寄附金は、対価を伴わないから法人の資産を減少させるものではあるが、法人が支出した寄附金の全額を無条件で損金に算入するとすれば、国の財政収入の確保を阻害するばかりではなく、寄附金の出捐による法人の負担が、法人税の減収を通じて国に転嫁され、課税の公平上適当ではないことから、これを是正することにある。そして、同条7項は、寄附金の額について、「寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず」、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額等とする旨規定して、寄附金と認定されるものはその名義のいかんを問わないことを明らかにしており、また、同条8項は、「実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額」が同条7項の寄附金の額に含まれるものとする旨規定しており、同規定によれば、例えば、資産の譲渡が行われ、それが私法上は売買契約であったとしても、その売買代金が売買当時の資産の時価との間に較差があり、その較差が通常の取引を前提にすれば合理的理由がないと認められるときは、法人税法上では、その売買代金額と資産の時価との差額を寄附金と認定できるものである。上記の寄附金の損金不算入の制度趣旨及び同条の規定の内容からすると、同条の「寄附金」とは、民法上の贈与に限られず、経済的にみて贈与と同視し得る資産の譲渡又は利益の供与であれば足りるというべきである。そして、ここにいう「経済的にみて贈与と同視し得る資産の譲渡又は利益の供与」とは、資産又は経済的利益を対価なく他に移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認できる合理的理由が存在しないものを指すと解すべきである。

イ 本件譲渡契約が営業権等を譲渡したものといえないこと

（ア） 営業権等の意義

法人税法は、減価償却資産中の無形固定資産の1つとして営業権を掲げている（同法2条24号、法人税法施行令13条8号）が、営業権の定義規定は設けていない。また、本件譲渡契約がされた当時の商法も、営業権の評価方法、償却方法について規定していた（商法285条の7（平成12年法律第90号による改正前のもの。以下同じ。））が、その内容について定義規定を設けていないから、租税法上の営業権が特定の法律から借用した概念であるとする根拠もうかがえない。したがって、租税法上の営業権については、企業会計上において一般に用いられている概念に従って理解をしなければならないことになる（法人税法22条4項）が、企業会計上、営業権とは、ある企業が同種の事業を営む他の企業が稼得している通常の収益（いわゆる平均収益）よりも大きな収益、つまり超過収益を稼得できる無形の財産的価値を有している事実関係であると解されている。そして、この超過収益力の要因としては、当該企業の長年にわたる伝統と社会的信用、立地条件、特殊の製造技術及び特殊取引関係の存在並びにそれらの独占性等の多様な諸条件が考えられ、結局これらの多様な諸条件を総合包括して他の企業を上回る企業収益を稼得する場合

に、超過収益力すなわち営業権の存在が認められている（東京高裁昭和50年5月28日判決・高等裁判所民事判例集28巻3号205頁及びその上告審である最高裁昭和●●年（○○）第●●号同51年7月13日第三小法廷判決・裁判集民事118号267頁参照）。上記の「超過収益力」は、主として、将来の見積り超過収益力と解するのを相当とするが、過去の実績は、将来の見積り超過収益力の判断に当たって、これを推測する極めて重要な要素であり、特別の事情がない限りは過去の超過収益力によって判断されるのであって、赤字企業や実績収益が平均収益を下回るような企業については、過去に各種試験研究のため支出した資金か、個別的に工業所有権等の具体的な権利に転化していない限りは、営業権は存しない。つまり、超過収益力の要因として上げた前記の多様な諸条件が明確に認められ、かつ、既存の当該営業部門を譲り受けることによる見積り収益と新たに同種営業部門を創設することによる平均収益とを比較して、前者の収益が後者の平均収益を上回り有利であると合理的に予測できる場合、この超過収益力を資本還元したものを営業権というべきである。そして、赤字企業が同じ経営者による第二会社を設立し、営業権の譲渡をしたという場合には、経営者の交替による経営能力の刷新もないので、一般に収益力の著しい向上を期待し難く、かつ、赤字会社の整理資金捻出の手段として営業譲渡を行い、第二会社から資金を捻出させることもあり得るから、特に合理的な予測の裏付けが要求される（前掲東京高裁昭和50年5月28日判決参照）。

また、のれん（営業権）の基礎となっている事実関係は永続する保証があるとはいえず、不確実な資産でありその耐用年数が不明確であること、時の経過により譲り受けたのれんは消滅し、新たにのれんが形成されているとみる余地があること、のれんの測定は困難であり保守主義的に早期の償却が求められること等を理由として、営業権は、商法285条の7において、5年以内に毎決算期に均等額以上を償却する旨が規定されていた（乙15）。

なお、営業の譲渡とは、一定の営業目的のため組織化され、有機的の一体として機能する財産（得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む。）の全部又は重要な一部を譲渡し、これによって、譲渡会社はその財産によって営んでいた営業活動の全部又は重要な一部を譲受人に受け継がせ、譲渡会社はその譲渡の限度に応じ法律上当然に商法25条（平成17年法律第87号による改正前のもの）に定める競業禁止義務を負う結果を伴うものと解されている（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同40年9月22日大法廷判決・民集19巻6号1600頁参照）。

（イ） 本件譲渡契約が営業権等を譲渡したものといえないこと

本件譲渡契約書によれば、原告がBから譲り受けたのは、Bの契約顧問先（以下「本件顧問先」という。）のみであり、他のBの資産及び負債の引き継ぎは受けなかった。また、原告は、本件譲渡契約後、原告の貸借対照表に営業権等を計上していない上、Bの業績については、多額の債務を抱え、債権者から競売を申し立てられたりされ、更に顧問料に対する差押え等がされた場合には、会計事務所としての信用に関わり、本件顧問先との契約を維持できず、債権者への返済が困難となることが懸念された状況であったというのであり、かつ、Bが他の同業者を上回る収益を獲得することができる無形の財産的価値（超過収益力）が認められたことについての具体的かつ合理的な理由は見当たらないから、Bに営業権又はこれに類する権利が存在していたとは認められない。さらに、原告は、Bの従業員の転籍を受けた平成14年12月期までの間、記帳代行業務をBに委託しており、当

該業務の対価をBに委託手数料や支払手数料として支払っていたものと思われるのであり、かかる事情も考え合わせると、本件譲渡契約により、従業員やノウハウの譲渡はもとより、一定の営業目的のため組織化され、有機的の一体として機能する何らかの財産の譲渡（営業の譲渡）がされたとも認められない。

ウ 本件譲渡契約が営業権等ではなく契約顧問先を譲渡したものであるとしても本件支払手数料の支払に対価性がなく通常の経済取引として是認できる合理的理由もないこと

(ア) 本件譲渡契約書の内容等からは対価性が認められないこと

本件譲渡契約書（甲7）1条には、原告がBから本件顧問先を全て譲り受けるものとする旨の定めはあるが、その譲渡に対する対価の額等について定めがなく、同契約書2条には、営業収益手数料として原告の利益分をBに対して支払う旨が規定されているものの、かかる営業収益手数料を同契約書1条に係る譲渡の対価として支払う旨は規定されていない上、どの条項においても、具体的な支払期間や支払額の算定方法についてさえ何ら定められていない。何らかの資産を譲渡し、その対価を得るという契約において、譲渡対価の額、支払期間、支払方法等の事項は、契約を締結する上で極めて重要な要点であり、あえて契約書を作成しながら、これらの事項を記載しないとは考え難い。

また、本件譲渡契約書のいずれの定めからも、譲渡額の総額はBの債務額相当額であり、支払額は原告の利益状況に応じて決するという契約両当事者の意思の合致があることを読み取することはできず、本件支払手数料の支払が継続されてきたこと自体から上記のような意思の合致があることを推認することもできない。

さらに、丁は、本件訴えの提起前の税務調査において、本件支払手数料が本件譲渡契約に係る対価ではない旨を明確に供述する一方で、原告の当期利益額がほぼそのまま本件譲渡契約に係る譲渡対価となる旨も供述するなど、一貫性がない供述をしている上、上記のとおり、譲渡額の総額はBの債務額相当額であり、支払額は原告の利益状況に応じて決するという契約両当事者の意思の合致があることともそごする供述をしており、丁の供述から、上記のような意思の合致があることを認めることはできない。そして、対価として支払うとされる金額についても、丁がいずれの事業年度においても自己の判断で原告の当期利益額のうち若干の利益を原告に残すことを決定していたというのであるから、その額に対価としての合理性は認められない。

(イ) 原告及びBの経理状況等からは対価性が認められないこと

a 前記イ(ア)に述べたとおり、営業権は減価償却されるものである（商法285条の7）ことのほか、本件譲渡契約があった平成7年1月11日から本件各事業年度まで10年以上が経過し、この間、譲渡したとされる営業権又はこれに類するものが何ら変容することなく同一性を保って存続しているものとは解し難いことにも照らすと、本件各事業年度において支払った本件支払手数料が本件譲渡契約における対価であるとは認められない。

b 本件支払手数料（消費税等に相当する額を除いた額）の額は、原告がこれを販売費及び一般管理費として損金の額に算入しないとした場合に経常利益として算出される額のほぼ全額に相当する（乙7ないし12（ただし、枝番のあるものは枝番を含む。）、別表1）ところ、原告は、本件各事業年度において、G、J及び丁から、給与負担金等の名目で同人らの事業活動から生じた利益をも受け取り原告の収入として計上し、これら

の利益も含めて原告の利益分を本件支払手数料としてBに支払っていたものである。このように、本件支払手数料は、本件顧問先とは何ら関係のない利益も含まれるものであって、本体譲渡契約の対象との対価性は認められない。

- c 会社間において、支払原因、対価の総額、支払方法等を明示しないまま、一方の会社が自社の利益相当分のほぼ全額を他方の会社に支払い続けることは、通常の経済取引として考え難い。加えて、本件支払手数料が本件譲渡契約の対価としてのものであるとすると、原告は平成7年以降平成21年末まで約15年間という長期にわたり、毎年、上記のように自社の利益のほぼ全額に相当する譲渡代金を支払い続けていたことになり、このような支払をすることは、利益の追求を目的とする株式会社としてはもちろんのこと、通常の経済取引として、その合理性を到底是認できない。
- d 原告は、本件各事業年度の期中において、Bの債務返済等のために金員を支出し、かかる支出をした都度、「B勘定」科目を用いて立替金に計上した上（乙21の1ないし5）、本件各事業年度末において、本件支払手数料の合計額につき、Bとの関係で「短期借入金」勘定を相手科目としてこれを本件支払手数料（支払手数料勘定）に計上する（ただし、平成18年12月期については、上記のB勘定を本件支払手数料に振り替えた。）などの方法により、本件支払手数料から消費税等に相当する額を除いた額を損金の額に計上する（乙12の1ないし5）とともに、本件支払手数料と同額分の上記のB勘定の額を本件支払手数料に計上した上記短期借入金の額と相殺するなどした（甲6、乙22の1ないし5）。すなわち、原告は、本件各事業年度において、Bの債務の弁済の立替払をしたものの一部を本件各事業年度末において、本件支払手数料として計上したにすぎないのである。

したがって、本件支払手数料は、原告がBの債務を立替払したもののうち、本件各事業年度末において原告の生じた利益相当額を振り替えたものであって、本件支払手数料の支払に何らの対価性も認められず、通常の経済取引として是認できる合理的理由も認められない。

- e 原告と原告の契約顧問先との会計顧問に関する契約書（乙23の1ないし3）の内容をみると、契約顧問先が原告に会計顧問又は税務代理及び税務相談を委嘱する旨の契約（会計顧問契約等）となっており（乙23の1ないし3の各1条）、委嘱を受けた者が契約を解除することはできるとしても、契約上の地位を他に譲渡できることについて定めた規定は特に見当たらない。そして、Bと本件顧問先における契約についても、同様の契約関係があったと推認されるところ、そもそも会計顧問契約等において、顧問先を「譲渡」ということ自体が観念し難く、原告の主張する本件顧問先の「譲渡」が、顧問先の紹介又はあっせんを意味するものと解したとしても、Bから原告を紹介等された顧問先が原告と会計顧問契約等を締結するかどうかは顧問先の自由であり、原告が必ずしも契約を締結できるとは限らないものである。そして、原告が自己の営業努力により会計顧問契約等を締結できたとしても、その後、会計顧問契約等を継続するかどうかは、顧問先が所定の手続を経ることによって自由に決められることであり（乙23の1ないし3の各3条）、原告が顧問先から求められる内容の役務を提供し続けられないなど、顧問先の期待にそぐわない場合などには、会計顧問契約等は打ち切られ、原告は顧問報酬等の収入を得られないこととなるのである。すなわち、原告が顧問先と会計顧問

契約等を維持・継続し、長期的に高額かつ安定的な収入を獲得できているとしても、それを実現するには、原告が顧問先の求める役務を提供できていることが必要であり、Bから顧問先を紹介等されたからといって直ちにこれを実現できることではない。

そして、本件支払手数料は、その金額において、前記bに述べたとおり、原告が本件支払手数料を販売費及び一般管理費としなかった場合の経常利益の額のほぼ全額に相当するものであるほか、本件顧問先から得られる報酬とは無関係の利益も含まれるものであり、さらには、前記cに述べたとおり、15年間という長期にわたって支払い続けられているものであるところ、上記のとおり、原告がBから本件顧問先の「譲渡」を受けたとしても必ずしも安定的に収入を得られるわけではないことに照らせば、本件支払手数料が、原告が主張する本件顧問先の譲渡と合理的な対価関係にあると認めることはできない。

このことは、平成14年12月期及び平成21年12月期の総勘定元帳の「受入手数料」勘定に記載された内容に基づき、両事業年度における原告の顧問先別の顧問料収入の計上状況を整理・検討したところ、平成14年12月期に顧問料の入金があった顧問先（322件）のうち、平成21年12月期に顧問料の入金がなかった顧問先（160件）の比率は約50%となっており、また、平成21年12月期に顧問料の入金があった契約顧問先（338件）のうち、平成14年12月期に顧問料の入金がなかった顧問先（176件）の比率が50%を上回っている。すなわち、原告の顧問先は7年間で半数程度が入れ替わっており、長期間にわたって安定的に継続するものとはいえない難い実態が明らかとなり（乙24の別紙及び別添1）、本件顧問先は、本件譲渡契約から10年以上経過した本件各事業年度においては、その大半が原告の顧問先ではなくなっていると推認されるし、仮に、本件各事業年度において引き続き顧問先であったとしても、それは、本件譲渡契約が締結された時から経過した年数に照らし、原告が、顧問先が求める内容の役務を提供し続けていたことによるものというべきであり、原告における経常利益相当額の全額をBに支払うべき理由とならないことから裏付けられる。

以上によれば、(あ)顧問先を確保することにより、長期的に高額かつ安定的な収入が見込めるものである、(い)本件各事業年度における原告の利益が本件顧問先から得られたものであって、原告の利益額を対価と評価して支払を約することには合理性があるなどの原告の主張は、その前提において誤りがあるというべきである。

(ウ) 本件譲渡契約がされた背景事情に照らすと本件支払手数料の支払に対価性や通常の経済的取引として是認できる合理的理由がないこと

前記イ(イ)に述べたような原告の主張する背景事情（多額の債務を抱え、債権者から競売を申し立てられたりされ、更に顧問料に対する差押え等がされた場合には、会計事務所としての信用に関わり、本件顧問先との契約を維持できず、債権者への返済が困難となることが懸念された状況）に照らせば、本件譲渡契約は、Bが本件顧問先からの顧問料等の差押えを免れるために、同社の顧客を原告に譲渡するとともに、Bが債務を返済するために、営業収益手数料という名目で原告に生じた利益をBに移転することとしたものにすぎないのであって、その譲渡につき何らの対価性をも考慮されていない。したがって、これに係るとする本件支払手数料は、業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくその子会社等に対する金銭の無償若しくは通

常の利率よりも低い利率での貸付け又は債権放棄等（法人税基本通達（昭和44年5月1日付け直審（法）25（例規）国税庁長官通達）9-4-2）には当たらないし、通常の経済取引としては是認できる合理的理由もないというべきである。

以上のとおり、本件支払手数料の支払は、原告の利益をBに移転するための口実にすぎず、その支払に対価性はなく、通常の経済取引としては是認できる合理的理由もない。

（エ） 記帳代行業務に関して本件支払手数料を支払う理由がないこと

原告は、平成7年に本件顧問先との契約関係を引き継いだ後、本件顧問先に係る記帳代行業務をBに業務委託していたが、平成14年12月期には、Bから、Bで記帳整理及び決算書類の作成業務に従事していた従業員の転籍を受け、それ以降、記帳代行業務をBに業務委託したことはなかった。

このように、原告は、記帳代行業務について、平成14年12月期以降、原告自身の従業員によって行っており、本件各事業年度において、原告がBに委託していた業務又は同社から提供を受けた役務は認められない。

以上のことからすれば、本件各事業年度において、記帳代行業務に関して、原告がBに対して本件支払手数料を支払う理由はない。

エ 本件各法人税更正処分等が法人税法11条に反するものではなく、二重に課税するものでもないこと

原告は、原告とBが実質的に同一の法人であるとして、本件各法人税更正処分等が法人税法11条に照らして不当である旨主張する。

法人税法11条は、資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合、すなわち、課税物件の法律上（私法上）の帰属につき、その形式と実質とが相違している場合には、実質に即して帰属を判定すべきである旨を定めている。そして、法人の所得の有無とその帰属を判定するについては、単に当事者によって選択された法律的形式だけでなく、その経済的実質をも検討すべきことは当然であるが、当事者によって選択された法律的形式が経済的実質からみて通常採られるべき法律的形式と明らかに一致しないものであるなどの特段の事情がない限り、当事者によって選択された法律的形式は、原則として経済的実質をも表現しているものという事実上の推定が働き、当該法律的形式と経済的実質との不一致が明らかに立証された場合において初めて当該推定を覆し、当該立証された経済的実質に従って法人税法上の法律関係が確定することになると解されている。

原告及びBは、商法（平成17年法律第87号による改正前のもの）の規定によりいずれも設立され、株式会社としてそれぞれ別個の法人格により活動していることは明らかであるところ、法人は、法律により、損益の帰属すべき主体として設立が認められるものであり、その事業として行われた活動に係る損益は、法律上その法人に帰属するものと認めるべきものであって、2つの法人が実質的に同一であるからそれらに係る損益が同一の法人に帰属するという解釈は、認められない。

そして、原告は、Bから本件顧問先との契約を引き継いだ上で、Bから転籍を受けた従業員により本件顧問先に対する記帳代行業務を行い、その報酬を受領していたのであるから、記帳代行業務に係る役務提供に対する経済的利益は、正に原告が享受すべきものであって、原告が法律上の単なる名義人であるとは認められない。このように、原告とBは、別人格で

あるのみならず、別個に経済活動を行い、それによる経済的利益も別個に享受していたのであるから、原告が挙げる事情（①原告がBの債務を円滑に支払続けることのみを目的として設立された会社であること、②原告が本件顧問先を全て引き継いでいること、③平成14年12月期にBの従業員全員が原告に転籍したこと、④Bの債務について、原告の代表取締役でもある丁が保証しているところ、原告も本件譲渡契約において保証することになったこと）を踏まえても、原告とBについて、当事者によって選択された法律的形式が経済的実質からみて通常採られるべき法律的形式と明らかに一致しないものである（形式的には別法人であるが、実質的には同一の法人である）とは認められない。

以上のとおり、法人税法11条に照らして不当である旨の原告の主張は、失当であり、また、原告とBが実質的に同一の法人であることを前提に、本件各法人税更正処分が本件支払手数料に二重に課税するものであるなどとする原告の主張も失当である。

（原告の主張の要点）

ア 本件譲渡契約が収益獲得源泉としての契約顧問先の譲渡をしたものであること

会計事業において顧問先が大きな資産価値を有することはいうまでもなく、Bにおける会計部門は超過収益力を有し、これを譲り受けた原告も、設立当初から3億円以上の売上げを計上している（Bが債務超過に陥っていたのは、Bの不動産部門の債務によるものである。）。しかも、Bが有していた顧客層の多くは、丁の父親の代からの取引先であり、「M」は仙台において60年続く老舗として高い知名度と評判を有していた。また、原告は、Bから人材やノウハウの譲渡を受けることにより、円滑に業務を遂行することが可能となっている。このように、顧問先の譲渡は、収益獲得源泉の譲渡があったものと認められる（なお、原告は、本件譲渡契約において被告の主張する営業権又は営業の譲渡があったと主張するものではない。）。

イ 本件支払手数料の支払に対価性があること

（ア） 本件譲渡契約書の文言、内容等

- a 本件譲渡契約書（甲7）の表題は「譲渡契約書」で、わずか4か条の規定から成り、その内容としては、契約顧問先（本件顧問先）の譲渡、本件支払手数料の支払、保証、協議といった事項しか盛り込まれていないことからすれば、契約当事者の合理的意思として、契約顧問先全ての譲渡と対価性を有するものとして、本件支払手数料の支払を約したものと解するほかない。仮に、本件支払手数料を寄附金と考えると、本件譲渡契約書は、譲渡契約書という表題の下、対価を伴うことなく契約顧問先の譲渡がされ、金額や期間の定めなく寄附金の支払を約した書面ということになるが、そのような合意が経済的合理性を欠く不自然なものであることは明らかである。したがって、本件支払手数料は、本件顧問先、従業員、ノウハウ等収益獲得源泉の原告による譲受けと対価性を有するものである。
- b 本件譲渡契約書（甲7）には、譲渡額、支払期間、支払方法等を定めた規定は存しないが、これは、本件譲渡契約書が、法律家の確認を経ることなく、要点のみを簡易に記載して作成されたことにものである。本件の場合、①譲渡額の総額がBの債務額相当額である、②支払額は原告の利益状況に応じて決するという原告及びBの意思の合致があり、それに基づいてこれまで本件支払手数料の支払が継続されてきたのである。契約書の記載が簡略化されていることは、本件支払手数料の支払の対価性を否定する根拠とは

ならない。また、本件譲渡契約書2条の定める本件支払手数料が、同契約書1条の定める契約顧問先の譲渡とともに本件譲渡契約の内容となっていることはその体裁から明らかであって、Bが原告に本件顧問先を譲渡する代わりに原告がBに本件支払手数料を支払う旨が規定されていることは明らかであるから、本件譲渡契約書に「対価」という文言がないからといって、本件支払手数料が本件顧問先の譲渡を受けたことの対価であることの定めがないとはいえない。

- c 本件譲渡契約書（甲7）のような書面を作成する主たる目的は、当事者間の後日の紛争を防止することにあるところ、原告とBは、名義上別法人の形式を採っていても、いずれも丁が支配していた法人であり、このような当事者間においては将来の紛争が生ずる事態は考え難いから、譲渡額等が記載されていないとしても、本件支払手数料の対価性を否定する根拠とはならず、むしろ、契約顧問先の譲渡と本件支払手数料が対価性を有しないのであれば、本件譲渡契約書を作成する必要もないことになり、本件譲渡契約書があえて作成された理由が説明できない。

（イ） 本件譲渡契約の締結に至る経緯

Bは、平成6年当時、不動産事業部門の失敗により多額の債務を抱えていた反面、多数の顧問先と契約し、顧問料収入もある会計部門は黒字であったため、顧問料収入を原資として上記の債務に係る債権者への返済をすべく、順次債務整理のための話し合いを進めていたが、上記の債務に係る一部の債権者から競売を申し立てられたりするような状態であったところ、両部門が同一の会社にあるままの状態、更に顧問料に対する差押え等がされた場合には、会計事務所としての信用に関わり、将来的に会計部門の本件顧問先との契約が維持できず、ひいては上記の債務に係る債権者に対する返済が困難となることが懸念されたことから、丁は、債権者と協議の上で原告を設立し、Bから原告に会計部門を譲渡することによって本件顧問先との契約を維持した上で、本件支払手数料名目で顧問先から得られた収益がBに支払われるようにしたもの（その際に作成されたのが、本件譲渡契約書（甲7）である。）である。このような本件の背景事情からすれば、本件支払手数料が本件顧問先をBから譲り受けることと無関係であるはずがなく、実質的に贈与又は無償の供与をしたとみることは到底できないといわざるを得ない。

（ウ） 本件譲渡契約における譲渡の対象が顧問先であること

本件は、顧問先の譲渡という特殊なものであり、その経済的価値は単純に試算できず、顧問先を確保することにより、長期的に高額かつ安定的な収入が見込めるものである。本件支払手数料を本件顧問先の譲渡に対する対価としないとする、原告は、設立当初から10年以上にわたって、毎年1億円以上の金額をBに寄附していたことになるが、一法人がその利益のほとんどを別の法人に無償で支払うことは考えられない。

また、会計顧問契約は、継続的に契約されるのが一般的であり、人や会社とのつながりが重視されるのであり、顧問先にとっては、どの公認会計士又は税理士に依頼するかが重要なのである（担当者が移籍、独立した場合に、顧問先も一緒に移籍などすることも往々にしてみられる。）。本件では、Bも原告も丁が中心人物であるのみならず、対応するスタッフも同一であるし、本件顧問先の多くは、Bと長年継続的に顧問契約を締結し、丁らと長年の付き合いをしてきたものであるから、Bからの譲渡によって本件顧問先は原告と会計顧問契約を締結するのが通常であり、原告がBと同じ役務を提供することができるのも

明らかであって、譲渡時において、原告が長期的に高額かつ安定的な収入を見込めることが予測できたものである。原告が、本件顧問先の譲渡の対価として、Bの全債務相当額を支払うこととしたとしても、何ら合理性を欠くものではない。

そして、平成14年12月期の原告の総顧客件数が322件であるところ、平成21年12月期も関与が認められる顧客は256件に上り、総顧客件数の8割を示す一方、平成21年12月期までに合意により契約を解消したのは28件にすぎない（なお、倒産、死亡等のやむを得ない状況による契約解消が36件ある。）。また、被告が平成21年12月期にのみ関与があったとする顧客176件については、実際には平成14年12月期以前から継続的に関与していることが認められる顧客が58件、平成14年12月期以前から関与していた顧客からの紹介を受けたものが113件であり、平成14年12月期以前の顧客と無関係な新規顧客はわずか5件にすぎない。このように、7年間で原告の顧問先が多く変動した旨の被告の指摘は誤っている上、上記のように顧問先からの紹介を受けた新規の顧客が多数（113件）あることから、原告が、本件顧問先の譲受けにより、顧問先を継続的に維持することができるのみならず、顧問先から派生する利益も享受することができることが認められるのであり、本件顧問先の譲渡を受けることにより、長期的、高額かつ安定的な収益を上げることができるといえるのである。

(エ) 被告の指摘に対する反論

- a 被告は、原告が平成13年12月までは記帳代行業務をBに委託していたが、平成14年12月期には、記帳整理等を行う従業員の転籍を受けたため、同事業年度以降は、記帳代行業務について本件支払手数料を支払う理由がない旨主張する。

しかしながら、原告は、本件支払手数料が記帳整理代行業務を含む何らかの業務の対価である旨を主張しておらず、本件顧問先を全て譲り受けることに対して本件支払手数料を支払うことを約しているのであって、上記の被告の指摘は筋違いである。

- b 被告は、本件支払手数料が原告の利益をBに付け替えたものであって、対価性がない旨主張する。

しかしながら、原告の利益は本件顧問先から得られるものであり、当事者間においてその利益額を対価として評価して支払を約することには合理性がある。また、何も原因関係がないのであれば、利益を移転するための口実であるとの見方もあり得るが、本件は、本件顧問先の譲渡という明らかな原因があり、その対価として原告とBが合理的と考える金額が支払われているものである。

- c 被告は、本件支払手数料は原告がBの債務の返済を立替払したものの一部であるから、通常の経済的取引として是認できず、対価性がない旨主張する。

しかしながら、本件譲渡契約は、顧問先を確保した上でBの債務を返済していく方策としてされたものであり、この方法によったとしても、原告は健全な経営をすることが可能なのであるから、経済的合理性も存するものといえるのであり、本件譲渡契約による本件顧問先の譲渡と本件支払手数料の支払との間に対価性は認められるというべきである。

- d 被告は、本件支払手数料には本件顧問先とは何ら関係のない利益も含まれるから、対価性がない旨主張する。

しかしながら、本件支払手数料には、内訳が付されているわけではないし、当該金員

をどのように用意したかということ（金員の内訳）は、譲渡した物の価値と支払うべき金員が対価的關係にあるか否かと関係がないから、被告の指摘は相当ではない。

ウ 仮に本件支払手数料の支払に対価性が認められないとしてもこれを法人税法 3 7 条 7 項にいう「寄附金」と認定するのは同法 1 1 条に反すること

①原告が B の債務を円滑に支払い続けることのみを目的として設立された会社であること、②原告が本件顧問先を全て引き継いでいること、③平成 1 4 年 1 2 月期に B の従業員全員が原告に転籍したこと、④ B の債務について、原告の代表取締役でもある丁が保証しているところ、原告も本件譲渡契約において B の債務を保証することになったこと等の事情によれば、原告と B は、実質的には同一の法人であり、本件支払手数料を寄附金として課税すると、B において本件支払手数料の額を益金の額に算入しているため、実質的に同一の法人でありながら二重に課税され、課税の公平性に反するというべきである。

また、仮に、本件支払手数料に対価性が認められないとすると、原告が B に無償で金銭を支払っていることになるところ、それは、両社が別法人であっても実質的に同じ法人であり、原告の利益を B が享受することになっているからにはかならず、形式的に原告に利益が発生していても、実質的に利益を得ているのは B であるということになるから、法人税法 1 1 条により、本件支払手数料に相当する額については、B の収益として計上すれば足り、原告において課税対象とされる必要はないというべきである。

(2) 本件給与改定により減額された本件役員給与が法人税法施行令 6 9 条 1 項 2 号に規定する給与に該当するか否か（争点 2）

（被告の主張の要点）

ア 定期同額給与の範囲、趣旨等

法人税法は、内国法人が平成 1 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、その役員に対して支給する給与については「役員給与」という概念を用いた上で、定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与の 3 種類の役員給与を、損金に算入することとしている（法人税法 3 4 条 1 項）ところ、定期同額給与については、事業年度の中途において当該法人の経営の状況が著しく悪化したこと等の理由（業績悪化改定事由）による給与改定が行われた場合において、当該給与改定の前後それぞれの期間における各支給時期の支給額がそれぞれ同額であるもの（現行の法人税法施行令 6 9 条 1 項 1 号ハ）などとされている。

これは、役員給与のように支給される者が支給額を決定できるような性質の経費について、損金算入を安易に認め、結果として法人の税負担の減少を容認することは課税の公平の観点から問題があることなどから、法人税法においては、従来から役員給与の支給の恣意性を排除することが適正な課税を実現する観点から不可欠であると考えられており、損金に算入される役員給与の範囲を制限すべく、外形的基準として定期同額給与が定められているところ、定期同額給与について、事業年度途中で給与改定がされた場合であっても、それが業績悪化改定事由によるものである場合には、当該給与改定の前後それぞれの期間における各支給時期の支給額が同額である限り、当該給与改定にはやむを得ない理由があり、恣意性はないと考えられるので、役員給与の損金不算入の規定を適用しないことにしたものと解される。

イ 本件が法人税法施行令 6 9 条 1 項 2 号（現行の同項 1 号ハ）に該当しないこと

原告は、平成 1 9 年 1 2 月期における丁に対する役員給与として、平成 1 9 年 1 月から 9 月までは月額 5 0 万円を、同年 1 0 月からは、本件給与改定により、月額 2 0 万円を、いず

れも毎月定期に支給していたところ、本件給与改定は、平成19年12月期の開始の日の属する会計期間開始の日（平成19年1月1日）から3月を経過する日までにされたものではなく（したがって、現行の法人税法施行令69条1項1号イに該当しない。）、また、丁の職制上の地位の変更、同人の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情による改定であったとも認められない（したがって、現行の同号ロに該当しない。）。さらに、平成17年12月期ないし平成19年12月期までの各事業年度の原告の業績をみても、収益の大幅な低下、多額の損失の発生等は認められず、平成17年12月期ないし平成19年12月期までの各事業年度の9月30日時点の売上高をみても大きな変動は認められない（したがって、現行の同号ハに該当しない。）。そして、原告は、本件給与改定に先立ち、いつ誰からどのような要望があったかなどの現行の同号の定める改定事由に該当することを根拠付ける事実を何ら具体的に主張しない。なお、Bの債権者が本件役員給与の改定を要望し、丁がBの債務を保証しているとしても、これらの事情が現行の同号の定める改定事由たり得ないことは、上記に述べた原告の業績の推移からして明らかである。

以上のとおり、本件給与改定は、現行の同号に規定する給与改定のいずれの事由にも該当せず、法人税法34条1項1号に規定する定期同額給与に該当しないから、原告が平成19年1月から同年9月までの間に丁に対して支給した役員給与月額50万円のうち、月額20万円を超える金額270万円（30万円×9か月）は、法人税法34条1項の規定により損金の額に算入されない。

（原告の主張の要点）

本件役員給与は、平成11年から約10年間も継続しているものであり、その支給額が恣意的ないし過大なものではないところ、このような適正な額であった本件役員給与を変更せざるを得なかったのは、Bの債権者らが、平成19年、丁に対し、原告における丁の給与を減少させて本件支払手数料の額を増加させ、Bからの返済額を増加するように強く求めたというやむを得ない事情（原告の設立自体、債権者と協議を重ねてその了承を得た上でされたものであり、丁は、債権者の要望を拒めない立場にあった上、これを受け入れなければ、債権者から一括弁済を求められ、Bも原告も業務が立ちゆかなくなる危険があった。）があったからであり、本件給与改定は、原告とBが実質的に同一法人であり、Bの債務を原告も保証していることを前提として、債権者との協議に基づいてされたものであり、恣意性がなく、現行の法人税法施行令69条1項1号ハにいう「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」に該当する。

（3） 本件支払手数料について課税仕入れに係る消費税額の控除の適用があるか否か（争点3）

（被告の主張の要点）

消費税法30条1項は、事業者が、国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除すると規定しているところ、同法2条1項12号は、課税仕入れについて、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう旨規定している。

そして、本件支払手数料は、原告からBに対する寄附金であり、何らかの役務の提供を受けたことの対価ではなく、対価性のない支払であるから、同号所定の課税仕入れに該当せず、同法30条1項の規定による仕入れ税額控除の対象にならない。

(原告の主張の要点)

被告の主張は否認する。本件支払手数料は、消費税法2条1項12号にいう課税仕入れに該当するというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (本件支払手数料の額が法人税法37条7項の定める「寄附金の額」に該当するか否か)について

(1) 法人税法37条7項にいう寄附金の意義

法人税法37条1項は、法人が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち一定の金額を超える部分の金額は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を定めるところ、この寄附金の額について、同条7項は、どのような名義をもってするかを問わず、法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする旨を、同条8項は、法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額を含むものとする旨を、それぞれ定めている。

ここで、法人税法が一定の金額を超える寄附金の額を損金の額に算入しないものとする制度を設けているのは、法人が支出した寄附金の全額を無条件で損金の額に算入するとすれば、国の財政収入の確保を阻害するばかりではなく、寄附金の出えんによる法人の負担が法人税の減収を通じて国に転嫁され、課税の公平上適当でないことから、これを是正することにあると解される。他方で、法人が支出する寄附金には、それが法人の収益を生み出すのに必要な費用としての側面を有するものもあり、当該支出が費用の性質を有するか、又は利益の処分の性質を有するかを客観的に判定することは困難であるため、法人税法は、行政的な便宜及び公平の維持の観点から、損金の額に算入することができる金額の限度額を設け、寄附金のうちその限度額の範囲内の金額を費用として損金の額に算入することを認め、それをを超える部分の金額を損金の額に算入しないことにしたものと解される。

以上のような一定の金額を超える寄附金の額の損金不算入の制度の趣旨並びに同条7項及び8項の規定の内容からすれば、同条7項に定める「寄附金」の支出に係る「贈与又は無償の供与」とは、民法上の贈与に限らず、経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的な利益の供与をいうものと解すべきであり、ここにいう「経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的な利益の供与」とは、金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転する場合であって、その行為について通常の経済取引としては認することができる合理的な理由が存在しないものを指すものと解するのが相当である。

(2) 本件支払手数料の寄附金該当性について

本件において、原告は、本件譲渡契約に関し、平成6年当時にBは不動産事業部門の失敗により多額の債務を抱えていたところ、Bの債務を円滑に支払い続けることのみを目的とし、やはり丁が支配する法人として原告が設立され、Bの債務を返済していく方策として、Bの会計顧問契約等の相手方であった本件顧問先を原告に引き継がせて確保した上で、原告がBに対して本件顧問先から得られた収益を本件支払手数料の名目で支払うこととしたものである旨を

自認している。その上で、前提事実に述べたとおり、①本件譲渡契約書（甲 7）において、（あ）原告がBからBの契約顧問先（本件顧問先）の全部を譲り受ける旨（同契約書 1 条）及び（い）営業収益手数料（本件支払手数料）として原告の利益分をBに対して支払う旨（同契約書 2 条）の定めはあるものの、上記（あ）の対価となる具体的な金額若しくはその支払方法又は上記（い）が上記（あ）の対価である旨の定めはなく（なお、本件において、原告は、本件譲渡契約について、営業権又は営業の譲渡があったと主張するものではないとするところ、その締結されたときに、原告又はBにおいて、当時Bが本件顧問先との間で締結していた会計顧問契約等に係る契約上の地位を原告に譲渡するとの内容に沿った事務又は経理の処理がされたことをうかがわせる証拠は見当たらない。）、②原告がG、J及び丁から給与負担金等の名目により収受した金員の額であって、原告が本件顧問先との間で締結した会計顧問契約等による収益とは異なるものも、本件支払手数料の支払に当たりその額を定める対象から除外されていなかったことがうかがわれ（別表 1 参照）、③原告は、平成 7 年に本件譲渡契約を締結した後、本件顧問先に係る記帳整理及び決算書類の調製に係る業務をBに業務委託していたものの、平成 14 年 12 月期に同業務に従事していた従業員が原告に移籍し、その後はBに同業務を委託していないところ（なお、原告は、本件支払手数料がBの遂行する何らかの業務の対価ではないことを自認している。）、上記①ないし③の事情によれば、本件譲渡契約が締結された後に当時のBの会計顧問契約等の相手方であった本件顧問先が原告と同様の会計顧問契約等を締結するに至ったのは、Bの債務の返済の態勢を整えるために本件顧問先との間で契約関係が整理された結果であって、原告とBとの間で何らかの資産等の譲渡がされたものではなく、このような態勢の下にBの債務の返済の原資とするためにされた本件支払手数料の支払は、金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転するものに当たるものと認めるのが相当である。そして、④本件顧問先と本件各事業年度において原告と会計顧問契約等を締結していた者とが全く同一であるとはいえないことや⑤本件譲渡契約の締結から平成 17 年 12 月期の前の原告の事業年度（平成 16 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの事業年度）までの間に約 10 年の期間が経過しているところ、原告は、その間、原告の利益のほぼ全額に相当する金額を本件支払手数料の名目によりBに支払い続けてきていること（この点も原告の自認するところである。）も併せ考慮すると、本件各事業年度において原告の利益のほぼ全額に相当する金額を専らBの債務の返済に充てるために支払う行為（本件各事業年度における本件支払手数料の支払）については、原告が本件譲渡契約においてBの借入金及び債務を保証する旨を約していたことを考慮しても、やはり通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在するともいえないというべきであり、他に本件においてこのような合理的な理由が存在したことをうかがわせる証拠ないし事情も見当たらない。

したがって、原告が、本件各事業年度において、Bに対して支出した本件支払手数料の額は、法人税法 37 条 7 項の規定により損金の額に算入することができない「寄附金の額」に該当すると認めるのが相当である。

(3) 原告の主張について

ア 原告は、本件譲渡契約については、契約顧問先の譲渡に係る対価の総額がBの債務額相当額であり、支払額は原告の利益状況に応じて決するという原告とBとの間の意思の合致があり、それに基づいて本件支払手数料の支払を継続してきた旨主張する。

しかしながら、本件譲渡契約書（甲 7）には、上記の原告が主張するような意思の合致が

あったことを裏付けるものといえるような文言が見当たらない上、証拠（乙１６、１７）によれば、丁は、本件訴えの提起前における税務調査において、①本件支払手数料の額がどのように算出されているのかという旨の仙台国税局の職員がした質問に対して、「月額いくらかという取り決めはなく、期末の決算で計算された利益を一括して支払うという事です。特に対価性がある訳ではなく、Ｂのものであるという認識で利益を繰り入れています」と述べたり（乙１６）、②「平成７年の営業譲渡契約（本件譲渡契約）時にＢ（Ｂ）に対して、譲渡代金の支払はあったのか」という仙台国税局の職員がした質問に対して、「譲渡代金の支払はない。Ｂ（Ｂ）からは、資産も負債も引き継いでいない。顧客のみの譲り受けであることから営業譲渡の対価は０円である。顧客を譲り受け、その利益をＢ（Ｂ）に戻しただけである。」と述べたり（乙１７）するなど、上記の原告の主張とは矛盾する内容の供述をしていることが認められること（なお、丁は、上記のように供述をする一方で、「譲渡代金としては、会計事務所（原告）において各事業年度におけるＢ（Ｂ）へ対する支払手数料（本件支払手数料）の金額となります。」と記載された書面（乙１８の２）や、「収益の源泉を譲渡した対価としてそこから生み出される利益を（株）Ｂ（Ｂ）に支払い、債務の返済を行っていくことに営業譲渡契約（本件譲渡契約）の本質があり、」と記載された書面（乙１９）を、仙台国税局に提出しており、その供述等の内容は一貫していないことが認められる。）に加え、前記(2)に述べたところにも照らすと、原告の主張は採用することができない。

イ 原告は、原告とＢが実質的に同一の法人であることを前提に、本件支払手数料を寄附金と認定してこれに課税することは、Ｂが本件支払手数料の額を益金の額に算入して課税されていることとの関係で、二重に課税されることになるのであって、法人税法１１条によれば、Ｂの収益として計上すれば足りる旨主張する。

しかしながら、前提事実(1)ア及びイに述べたとおり、原告及びＢは、株式会社としてそれぞれ個別に設立され、別個の法人格を有するものとして活動しているものである上、本件において、原告とＢを法律上同一のものとして取り扱うべき法令上の根拠又はそれが相当であることをうかがわせる証拠ないし事情等も見当たらない。

したがって、原告の主張は採用することができない。

ウ 以上に述べたとおり、原告の主張は、いずれも採用することができず、原告のその余の主張を考慮したとしても、前記(2)に述べた当裁判所の判断を左右するには足りないものというべきである。

3 争点２（本件給与改定により減額された本件役員給与が法人税法施行令６９条１項２号に規定する給与に該当するか否か）について

法人税法３４条１項１号及び法人税法施行令６９条１項２号の定めは、別紙２の１(2)並びに２(1)及び(2)にそれぞれ述べたとおりであるところ、本件においては、前提事実に述べたとおり、平成１７年１２月期から平成１９年１２月期までの各事業年度において、原告の収益が大幅に低下したり、原告に多額の損失が発生したりした事実は認められず（別表１参照）、かつ、平成１７年１２月期ないし平成１９年１２月期の各事業年度の９月３０日時点における売上高にも大きな変動が認められないこと（別表２参照）に加え、原告が主張するような事情（①本件役員給与の額が恣意的ないし過大なものではないこと、②Ｂの債権者らが、平成１９年、丁に対し、原告における丁の給与を減少させて本件支払手数料の額を増加させ、Ｂからの返済額を増加するように強く求めたこと、③上記②の要請を受け入れなければ、Ｂの債権者から一括弁済を求められ、

Bも原告も業務が立ちゆかなくなる危険があったこと）は、いずれも「当該内国法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」（法人税法施行令69条1項2号）に該当しないことが明らかなのであるにも照らすと、本件給与改定により減額された部分に係るものは、同号に規定する給与に該当するとは認め難いというべきであり、他に、本件給与改定により減額された部分に係るものが同号に規定する給与に該当することをうかがわせる証拠ないし事情も見当たらない。なお、平成19年12月期法人税更正処分は、現行の法人税法施行令69条1項1号に該当しないことを理由としてされており（甲4の3）、法令の適用を誤ったものと認められるが（平成19年政令第83号附則2条の規定により、原告の平成19年12月期の所得に対する法人税については、同令による改正前の法人税法施行令の規定が適用される。）、前記第2に述べたとおり、現行の法人税法施行令69条1項1号ハと平成19年政令第83号による改正前の同項2号はほぼ同趣旨の規定であり、この点の誤りは、結論に影響を及ぼさないものというべきである。

3 争点3（本件支払手数料について課税仕入れに係る消費税額の控除の適用があるか否か）について

消費税法2条1項12号及び同法30条1項の定めは、別紙2の4に述べたとおりであるところ、前記1に述べたとおり、本件支払手数料は、原告からBに対し金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在しないものであるから、同法2条1項12号所定の課税仕入れに該当せず、同法30条1項の規定による仕入税額控除の対象にならないというべきである。

4 本件各処分等の適法性について

以上に述べたところのほか、証拠（甲1の1ないし5、3の1ないし3、4の1ないし5、5の1ないし3、6、乙7ないし11）及び弁論の全趣旨によれば、本件各処分等の根拠及びその適法性については、別紙4に記載のとおり認めることができ、この認定判断を左右するに足りる証拠ないし事情は見当たらない。

第4 結論

以上によれば原告の請求は、いずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 八木 一洋

裁判官 福渡 裕貴

裁判官石村智は、転補のため、署名押印をすることができない。

裁判長裁判官 八木 一洋

(別紙1)

指定代理人目録

木村 快、久野 綾、佐々木 優、高橋 明、若木 淳一

以上

関係法令の定め

1 法人税法の定め

(1) 法人税法11条（実質所得者課税の原則）

法人税法11条は、資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する法人に帰属するものとして、この法律の規定を適用する旨を定めている。

(2) 法人税法34条（役員給与の損金不算入）1項（平成19年法律第6号による改正前もの）

法人税法34条1項は、内国法人がその役員に対して支給する給与（中略）のうち同項各号に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を定めている。

ア 1号 その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与その他これに準ずるものとして政令で定める給与（以下「定期同額給与」という。）

イ その他の号 略

(3) 法人税法37条（寄附金の損金不算入）

ア 法人税法37条1項

(ア) 平成17年12月期及び平成18年12月期に適用のあるもの（平成18年法律第10号による改正前のもの）

法人税法37条1項は、内国法人が、各事業年度において寄附金を支出した場合において、その寄附金の額につきその確定した決算において利益又は剰余金の処分による経理（利益積立金額をその支出した寄附金に充てる経理を含む。）をしたときは、同条4項各号（同項3号を同条6項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する寄附金の額を除き、その経理をした金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を定めている。

(イ) 平成19年12月期及び平成20年12月期に適用のあるもの（平成20年法律第23号による改正前のもの）

法人税法37条1項は、内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（同条2項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（中略）を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を定めている。

(ウ) 平成21年12月期に適用のあるもの

法人税法37条1項は、内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（同条2項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を定めている。

イ 法人税法 37 条 7 項

法人税法 37 条 7 項は、同条 1 項ないし 6 項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。同条 8 項において同じ。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時ににおける価額又は当該経済的な利益のその供与の時ににおける価額によるものとする旨を定めている。

ウ 法人税法 37 条 8 項

法人税法 37 条 8 項は、内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額又は当該経済的な利益のその供与の時ににおける価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、同条 7 項の寄附金の額に含まれるものとする旨を定めている。

2 法人税法施行令の定め

(1) 法人税法施行令 69 条（定期同額給与の範囲等） 1 項 2 号（平成 19 年政令第 83 号による改正前のもの）

法人税法施行令 69 条 1 項は、法人税法 34 条 1 項 1 号（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める給与は、法人税法施行令 69 条 1 項各号に掲げる給与とする旨を定めている。

ア 1 号イ 定期給与（その役員に対して支給する給与（法人税法 34 条 1 項に規定する役員に対して支給する給与をいう。）で、その支給時期が 1 月以下の一定の期間ごとであるものをいう。以下(1)において同じ。）の額につき当該事業年度開始の日の属する会計期間（法人税法 13 条 1 項（事業年度の意義）に規定する会計期間をいう。）開始の日から 3 月を経過する日（中略）までにその改定がされた場合における当該改定前の各支給時期（当該事業年度に属するものに限る。）における支給額が同額である定期給与

1 号ロ 略

イ 2 号 定期給与の額につき当該内国法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由によりその改定がされた場合（減額した場合に限り、法人税法施行令 69 条 1 項 1 号に規定する場合を除く。）の当該事業年度の当該改定前の各支給時期における支給額及び当該改定以後の各支給時期における支給額がそれぞれ同額である定期給与

ウ 3 号 略

(2) 法人税法施行令 69 条 1 項（現行のもの）

法人税法施行令 69 条 1 項は、法人税法 34 条 1 項 1 号（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める給与は、法人税法施行令 69 条 1 項各号に掲げる給与とする旨を定めている。

ア 1 号 法人税法 34 条 1 項 1 号に規定する定期給与（以下アにおいて「定期給与」という。）で、次に掲げる改定（以下アにおいて「給与改定」という。）がされた場合における当該事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの

1 号イ 当該事業年度開始の日の属する会計期間（法人税法 13 条 1 項（事業年度の意義）に規定する会計期間をいう。）開始の日から 3 月を経過する日（中略）まで（中略）

にされた定期給与の額の改定

1号ロ 略

- 1号ハ 当該事業年度において当該内国法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由（中略）によりされた定期給与の額の改定（その定期給与の額を減額した改定に限り、法人税法施行令69条1項1号イ及びロに掲げる改定を除く。）

イ 2号 略

- (3) 法人税法施行令78条（支出した寄附金の額）1項（平成22年政令第51号による改正前のもの）

法人税法施行令78条1項は、法人税法37条7項（寄附金の意義）に規定する寄附金の支出は、各事業年度の所得の金額の計算については、その支払がされるまでの間、なかったものとする旨を定めている。

3 消費税法の定め

- (1) 消費税法2条（定義）1項12号

消費税法2条1項12号は、課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けること（中略）をいう旨を定めている。

- (2) 消費税法30条（仕入れに係る消費税額の控除）1項（平成24年法律第68号による改正前のもの）

消費税法30条1項は、事業者（中略）が、国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の同法45条1項2号に掲げる課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4を乗じて算出した金額をいう。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（中略）につき課された又は課されるべき消費税額（中略）の合計額を控除する旨を定めている。

ア 1号 国内において課税仕入れを行った場合 当該課税仕入れを行った日

イ その他 略

以上

本件各処分等の根拠及び適法性

1 本件各法人税更正処分の根拠

被告が本件訴えにおいて主張する本件各事業年度の法人税に係る所得の金額及び納付すべき法人税の額は、次のとおりである。

(1) 平成17年12月期(別表4-1)

ア 所得の金額(別表4-1・順号⑮) 1億5154万2741円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した後の金額である。

(ア) 申告に係る所得の金額(別表4-1・順号①) 27万9450円

上記金額は、原告が、平成18年3月31日、仙台北税務署長に対して提出した平成17年12月期の法人税の確定申告書(以下「平成17年12月期法人税確定申告書」という。甲1の1、乙7)の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得の金額と同額である。

(イ) 所得の金額に加算すべき金額(別表4-1・順号⑧) 3億6046万7101円

上記金額は、次のaないしfの各金額の合計額である。

a 損金の額に算入されない支払手数料の額(別表4-1・順号②)

1億7304万7620円

上記金額は、原告がBに対して支払手数料の名目により支出した金員(本件支払手数料)の額であるところ、この支出は、原告が金銭を対価なくBに移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在しないから、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額である。

b 損金の額に算入されない寄附金の額(別表4-1・順号③) 1億7976万9127円

上記金額は、下記(ウ)aにより法人税法37条1項にいう「支出した寄附金の額」の合計額に該当する金額1億8170万円につき、同項及び法人税法施行令73条(平成17年政令第99号による改正前のもの)の規定により計算した金額(193万0873円)を超える部分の金額であり、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されないものである(別表5の「平成17年12月期」欄参照)。

c 益金の額に算入される受入手数料等の額(別表4-1・順号④) 14万3071円

上記金額は、法人税法上の所得の金額の計算に当たり、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理についていわゆる税抜経理方式を採用している原告が、消費税法上の課税資産の譲渡等に該当するとして、法人税法上の原告の所得の金額の計算上益金の額に算入しなかった受入手数料(いわゆる仮受金)の額に対する消費税等(いわゆる仮受消費税等)の額に相当するものの一部であって、受入手数料の名目により受領した金額のうち消費税法上の課税資産の譲渡等の対価の額に該当しない原告所有の建物(原告が平成17年1月5日から平成21年1月19日まで所有していたと認められる仙台市宮城野区に所在する建物(マンション)の一部のこと。以下「本件建物」という。)の一部を丁に無償で使用させていたこと(無償による役務の提供。法人税法22条2項)に係る収益に対する消費税等の額に相当するものであり、消費税法上の課税資産の譲渡等に該当しないから、法人税法上の原告の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額である。

d 益金の額に算入される受取賃料に相当する額（別表４－１・順号⑤）

６７８万９０３３円

原告は、本件建物を丁が個人で営むコンビニエンスストアの営業のために無償で使用されており（前記c）、これが法人税法２２条２項に規定する無償による役務の提供に該当するところ、上記金額は、本件建物の平成１７年１２月期（ただし、原告が本件建物の所有を開始した平成１７年１月５日以降に限る。）の賃料に相当する額である６７８万９０３３円と同額であり、これは、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額である。

e 益金の額に算入される受入手数料に相当する額（別表４－１・順号⑥）

６５万円

上記金額は、有限会社K（以下「K」という。）及び戊への各役務（会計顧問契約等に基づく役務）の提供に係る受入手数料の額に相当するものであり、既に役務の提供が完了しているから、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額である。

f 損金の額に算入されない交際費等の額（別表４－１・順号⑦）

６万８２５０円

上記金額は、下記(ウ)eにより交際費等の額として損金の額に算入される金額のうち、租税特別措置法（以下「措置法」という。）６１条の４第１項（平成１８年法律第１０号による改正前のもの）の規定により、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない交際費等の額である（別表６「平成１７年１２月期」欄参照）。

(ウ) 所得の金額から減算すべき金額（別表４－１・順号⑭）

２億０９２０万３８１０円

上記金額は、次のaないしeの各金額の合計額である。

a 損金の額に算入される寄附金の額（別表４－１・順号⑨）

１億８１７０万円

上記金額は、原告がBに対して支出した本件支払手数料の額（１億７３０４万７６２０円）及びそれに係るいわゆる仮払消費税等の額（８６５万２３８０円）の合計額であり、原告が金銭を対価なくBに移転する場合であって、その行為について通常の経済取引としては是認することができる合理的な理由が存在せず、Bに対する金銭の贈与と認められるから、法人税法３７条７項に規定する寄附金に該当し、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額である。

b 益金の額に算入されない受入手数料の額（別表４－１・順号⑩）

１０５６万９１９１円

上記金額は、原告が、受入手数料の名目による収益の額として、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額のうち、丁が個人で営むコンビニエンスストアに係る収入金額であって、原告に帰属する収益ではないことから、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額である。

c 益金の額に算入されない受入手数料の額（別表４－１・順号⑪）

９７４万４３５４円

上記金額は、原告が、受入手数料の名目による収益の額として、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額のうち、丁が監査役を務める法人から受領した監査役の報酬に係る収入金額であって、原告に帰属する収益ではないことから、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額である。

d 益金の額に算入されない受入手数料の額（別表４－１・順号⑫）

６５０万７７６５円

上記金額は、原告が、受入手数料の名目による収益の額として、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額のうち、平成１８年１２月期の益金の額に算入すべき金額であるから、平成１７年１２月期の所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額である。

e 損金の額に算入される交際費等の額（別表４－１・順号⑬）

６８万２５００円

上記金額は、原告が無償でしたK及び戊に対する各役務（会計顧問契約等に基づく役務）の提供に係る受入手数料の額に相当する金額（65万円）に消費税等の額に相当する金額を加算した後のものであって、措置法61条の4第3項（平成18年法律第10号による改正前のもの）に規定する交際費等の額に該当し、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額である。

イ 所得の金額に対する法人税の額（別表4-1・順号⑯） 4482万2600円

上記金額は、前記アの金額1億5154万2000円（国税通則法（以下「通則法」という。）118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）につき、法人税法66条1項及び2項（いずれも平成18年法律第10号による改正前のもの）並びに経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成18年法律第10号による廃止前のもの。以下「負担軽減法」という。）16条1項の規定により、所得の金額が800万円以下の金額について100分の22の税率を、その余の所得の金額について100分の30の税率を、それぞれ乗じて計算した金額である。

ウ 法人税の額から控除される所得税の額（別表4-1・順号⑰） 3695円

上記金額は、法人税法68条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）の規定に基づき前記イの法人税の額から控除される所得税の額であり、平成17年12月期法人税確定申告書（甲1の1、乙7）の「控除税額の計算」欄中「所得税の額等」欄記載に記載された金額と同額である。

エ 納付すべき法人税の額（別表4-1・順号⑱） 4481万8900円

上記金額は、前記イの金額から、前記ウの金額を控除した後の金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

オ 既に納付の確定した法人税の額（別表4-1・順号⑲） 5万7600円

上記金額は、平成17年12月期法人税確定申告書（甲1の1、乙7）の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税の額（別表4-1・順号⑳） 4476万1300円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を差し引いた後の金額である。

(2) 平成18年12月期（別表4-2）

ア 所得の金額（別表4-2・順号㉑） 1億4845万9441円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した後の金額である。

(ア) 申告に係る所得の金額（別表4-2・順号①） 38万0745円

上記金額は、原告が、平成19年4月2日に仙台北税務署長に対して提出した平成18年12月期の法人税の確定申告書（以下「平成18年12月期法人税確定申告書」という。甲1の2、乙8）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得の金額と同額である。

(イ) 所得の金額に加算すべき金額（別表4-2・順号②） 3億3749万9969円

上記金額は、次のaないしgの各金額の合計額である。

a 損金の額に算入されない支払手数料の額（別表4-2・順号③）

1億5104万7620円

上記金額は、原告がBに対して支払手数料の名目により支出した金員（本件支払手数料）の額であるところ、この支出は、原告が金銭を対価なくBに移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在しないから、原

告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額である。

- b 損金の額に算入されない寄附金の額（別表４－２・順号③） １億５６７０万８１６０円

上記金額は、下記(ウ) a により法人税法３７条１項にいう「支出した寄附金の額」の合計額に該当する金額１億５８６０万円につき、同項及び法人税法施行令７３条（平成１８年政令第１２５号による改正前のもの）の規定による計算した金額（１８９万１８４０円）を超える部分の金額であり、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されないものである（別表５「平成１８年１２月期」欄参照）。

- c 損金の額に算入されない費用の額（別表４－２・順号④） ６１５万３１００円

上記金額は、丁が個人で営むコンビニエンスストアの従業員の給与及び車両に係る費用であって、原告に帰属する費用ではないことから、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額である。

- d 損金の額に算入される受取賃料に相当する額（別表４－２・順号⑤）

６８６万４２５８円

原告は、本件建物を丁が個人で営むコンビニエンスストアの営業のために無償で使用させており（前記(1)ア(イ) c 参照）、これが法人税法２２条２項に規定する無償による役務の提供に該当するところ、上記金額は、本件建物の平成１８年１２月期の年間の賃料に相当する額である６８６万４２５８円と同額であり、これは、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額である。

- e 益金の額に算入される受入手数料の額（別表４－２・順号⑥） １６００万８５８１円

上記金額は、法人税法２２条２項及び４項の規定により、受入手数料の名目による収益の額として平成１８年１２月期の益金の額に計上すべき金額であるから、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額である。

- f 益金の額に算入される受入手数料の額（別表４－２・順号⑦） ６５万円

上記金額は、K及び戊への各役務（会計顧問契約等に基づく役務）の提供に係る受入手数料の額に相当するものであり、既に役務の提供が完了しているから、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額である。

- g 損金の額に算入されない交際費等の額（別表４－２・順号⑧） ６万８２５０円

上記金額は、下記(ウ) f により交際費等の額として損金の額に算入される金額のうち、措置法６１条の４第１項（平成１８年４月３０日までは平成１８年法律第１０号による改正前のもの、同年５月１日から同年１２月３１日までは平成２０年法律第２３号による改正前のもの）の規定により、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない交際費等の額である（別表６「平成１８年１２月期」欄参照）である。

- (ウ) 所得の金額から減算すべき金額（別表４－２・順号⑩） １億８９４２万１２７３円

上記金額は、次の a ないし f の各金額の合計額である。

- a 損金の額に算入される寄附金の額（別表４－２・順号⑩） １億５８６０万円

上記金額は、原告がBに対して支出した本件支払手数料の額（１億５１０４万７６２０円）及びそれに係る仮払消費税等の額（７５５万２３８０円）の合計額であり、原告が金銭を対価なくBに移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在せず、Bに対する金額の贈与と認められるから、法人税法３７条７項に規定する寄附金に該当し、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額であ

る。

- b 益金の額に算入されない受入手数料の額（別表４－２・順号⑪） ８９５万２３８１円

上記金額は、原告が、受入手数料の名目による収益の額として、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額のうち、丁が個人で営むコンビニエンスストアに係る収入金額であって、原告に帰属する収益ではないことから、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額である。

- c 益金の額に算入されない受入手数料の額（別表４－２・順号⑫） ２９万円

上記金額は、法人税法上の所得の金額の計算に当たり、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理について税抜経理方式を採用している原告が、消費税法上の課税資産の譲渡等に該当しないものとして、法人税法上の原告の所得の金額の計算上益金の額に算入した受入手数料（仮受金）の額に対する消費税等（仮受消費税等）の額に相当するものであるところ、これは、役務（丁から原告が受託した会計業務）の提供の対価として受領した金額（５８０万円）に係るものであり、消費税法上の課税資産の譲渡等に該当するから、法人税法上の原告の所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額である。

- d 益金の額に算入されない受入手数料の額（別表４－２・順号⑬） ６６３万８２９２円

上記金額は、原告が、受入手数料の名目による収益の額として、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額のうち、丁が監査役を務める法人から受領した監査役の報酬に係る収入金額であって、原告に帰属する収益ではないことから、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額である。

- e 損金の額に算入される事業税の額（別表４－２・順号⑭） １４２５万８１００円

上記金額は、平成１７年１２月期法人税更正処分に伴い原告が納付することとなった事業税の額に相当するものであり、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額である。

- f 損金の額に算入される交際費等の額（別表４－２・順号⑮） ６８万２５００円

上記金額は、原告が無償でしたＫ及び戊に対する各役務（会計顧問契約等に基づく役務）の提供に係る受入手数料の額に相当する金額（６５万円）に消費税等の額に相当する金額を加算した後のものであり、措置法６１条の４第３項（平成１８年３月３１日までは同年法律第１０号による改正前のもの）に規定する交際費等の額に該当し、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額である。

- イ 所得の金額に対する法人税の額（別表４－２・順号⑯） ４３８９万７７００円

上記金額は、前記アの金額１億４８４５万９０００円につき、法人税法６６条１項及び２項（いずれも平成１８年法律第１０号による改正前のもの）並びに負担軽減法１６条１項の規定により、所得の金額が８００万円以下について１００分の２２の税率を、その余の所得の金額について１００分の３０の税率を、それぞれ乗じて計算した金額の合計額である。

- ウ 法人税の額から控除される所得税の額（別表４－２・順号⑰） ４０５４円

上記金額は、法人税法６８条１項（平成１８年法律第１０号による改正前のもの）の規定に基づき前記イの法人税の額から控除される所得税の額であり、平成１８年１２月期法人税確定申告書（甲１の２、乙８）の「控除税額の計算」欄中「所得税の額等」欄に記載された金額と同額である。

- エ 納付すべき法人税の額（別表４－２・順号⑱） ４３８９万３６００円

上記金額は、前記イの金額から、前記ウの金額を控除した後の金額である。

オ 既に納付の確定した法人税の額（別表４－２・順号㉑） 7万9500円

上記金額は、平成18年12月期法人税確定申告書（甲1の2、乙8）の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税の額（別表４－２・順号㉒） 4381万4100円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を差し引いた後の金額である。

(3) 平成19年12月期（別表４－３）

ア 所得の金額（別表４－３㉓欄） 1億4332万7964円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した後の金額である。

(ア) 申告に係る所得の金額（別表４－３・順号㉔） 31万7385円

上記金額は、原告が平成20年3月31日、仙台北税務署長に対して提出した平成19年12月期の法人税の確定申告書（以下「平成19年12月期法人税確定申告書」という。甲1の3、乙9）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得の金額と同額である。

(イ) 所得の金額に加算すべき金額（別表４－３・順号㉕） 3億3977万1955円

上記金額は、次のaないしiの各金額の合計額である。

a 損金の額に算入されない支払手数料の額（別表４－３・順号㉖）

1億5666万6667円

上記金額は、原告がBに対して支払手数料の名目により支出した金員（本件支払手数料）の額であるところ、この支出は、原告が金銭を対価なくBに移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在しないから、原告の所得の金額の計算上、損金の額に算入されない金額である。

b 損金の額に算入されない寄附金の額（別表４－３・順号㉗） 1億6267万3169円

上記金額は、下記(ウ) aにより法人税法37条1項にいう「支出した寄附金の額」の合計額に該当する金額1億6450万円につき、同項及び法人税法施行令73条（平成19年政令第83号による改正前のもの）の規定により計算した金額（182万6831円）を超える部分の金額であり、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの（別表5「平成19年12月期」欄参照）である。

c 損金の額に算入されない費用の額（別表４－３・順号㉘） 309万5239円

上記金額は、丁が個人で営むコンビニエンスストアの従業員の給与及び車両に係る費用であって、原告に帰属する費用ではないことから、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額である。

d 損金の額に算入されない役員給与の額（別表４－３・順号㉙） 270万円

上記金額は、原告が丁（当時は原告の代表取締役）に対して支給した給与の額のうち、法人税法施行令69条1項2号にいう給与改定に該当しない給与の額の減額をしたことにより、法人税法34条1項1号にいう定期同額給与に該当しない給与の額と認められる金額であり、同項の規定により、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額である。

e 損金の額に算入されない業務主宰役員に対して支給する給与の額（別表４－３・順号㉚）

90万円

上記金額は、原告が丁（当時は原告の代表取締役）に対して支給した給与の額の一部であるところ、原告は、法人税法35条1項（平成22年法律第6号による削除前のもの。以下同じ。）に規定する特殊支配同族会社に該当することから、同項及び法人税法施行令72条

の2（平成19年政令第83号による改正前のもの）の規定により計算された金額であり、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額である。

f 益金の額に算入される受取賃料に相当する額（別表4-3・順号⑦）

686万4258円

原告は、本件建物を丁が個人で営むコンビニエンスストアの営業のために無償で使用させており（前記(1)ア(イ)c参照）、これが法人税法22条2項に規定する無償による役務の提供に該当するところ、上記金額は、本件建物の平成19年12月期の年間の賃料に相当する額である686万4258円と同額であり、これは、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額である。

g 益金の額に算入される受入手数料の額（別表4-3・順号⑧） 665万1622円

上記金額は、法人税法22条2項及び4項の規定により、受入手数料の名目による収益の額として平成19年12月期の益金の額に計上すべき金額であるから、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額である。

h 益金の額に算入される受入手数料の額（別表4-3・順号⑨） 20万円

上記金額は、Kへの役務（会計顧問契約等に基づく役務）の提供に係る受入手数料の額に相当するものであり、既に役務の提供が完了しているから、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額である。

i 損金の額に算入されない交際費等の額（別表4-3・順号⑩） 2万1000円

上記金額は、下記(ウ)hにより交際費等の額として損金の額に算入される金額のうち、措置法61条の4第1項（平成20年法律第23号による改正前のもの）の規定により、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない交際費等の額（別表6「平成19年12月期」欄参照）である。

(ウ) 所得の金額から減算すべき金額（別表4-3・順号⑳） 1億9676万1376円

上記金額は次のaないしhの各金額の合計額である。

a 損金の額に算入される寄附金の額（別表4-3・順号㉑） 1億6450万円

上記金額は、原告がBに対して支出した本件支払手数料の額（1億5666万6667円）及びそれに係る仮払消費税等の額（783万3333円）の合計額であり、原告が金銭を対価なくBに移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在せず、Bに対する金銭の贈与と認められるから、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当し、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額である。

b 益金の額に算入されない受入手数料の額（別表4-3・順号㉒） 994万2858円

上記金額は、原告が、受入手数料の名目による収益の額として、原告の所得の金額の計算上益金の額に参入した金額のうち、丁が個人で営むコンビニエンスストアに係る収入金額であって、原告に帰属する収益ではないことから、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額である。

c 益金の額に算入されない受入手数料の額（別表4-3・順号㉓） 31万4436円

上記金額は、法人税法上の所得の金額の計算に当たり、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理について税抜経理方式を採用している原告が、消費税法上の課税資産の譲渡等に該当しないものとして、法人税法上の原告の所得の金額の計算上益金の額に算入した受入手数

料（仮受金）の額に対する消費税等（仮受消費税等）の額に相当するものであるところ、これは、役務（丁から原告が受託した会計業務）の提供の対価として受領した金額（628万8723円）に係るものであり、消費税法上の課税資産の譲渡等に該当するから、法人税法上の原告の所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額である。

d 益金の額に算入されない受入手数料の額（別表4-3・順号⑮） 763万8552円

上記金額は、原告が、受入手数料の名目による収益の額として、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額のうち、丁が監査役を務める法人から受領した監査役の報酬に係る収入金額であって、原告に帰属する収益ではないことから、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額である。

e 損金の額に算入されるいわゆる雑損失の額（別表4-3・順号⑯） 30円

上記金額は、平成19年12月期法人税更正処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）による未払消費税等の額の増加額（814万7970円）と平成19年12月課税期間消費税等更正処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）による消費税等の額の増加額（814万8000円）との差額（別表7参照）であり、雑損失の額として、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額である。

f 損金の額に算入される事業税の額（別表4-3・順号⑰） 1395万7000円

上記金額は、平成18年12月期法人税更正処分に伴い原告が納付することとなった事業税の額に相当するものであり、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額である。

g 損金の額に算入される固定資産除却損の額（別表4-3・順号⑱） 19万8500円

上記金額は、原告が、平成19年12月期において、福島市内の事務所に設置されていた複写機を除却した結果生じたいわゆる固定資産除却損の額であるところ、これは、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額である。

h 損金の額に算入される交際費等の額（別表4-3・順号⑲） 21万円

上記金額は、原告が無償でしたKに対する役務（会計顧問契約等に基づく役務）の提供に係る受入手数料の額（20万円）に相当する金額に消費税等の額に相当する金額を加算した後のものであり、措置法61条の4第3項に規定する交際費等の額に該当し、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額である。

イ 所得の金額に対する法人税の額（別表4-3・順号㉒） 4235万8100円

上記金額は、前記アの金額1億4332万7000円につき、法人税法66条1項及び2項（いずれも平成20年法律第23号による改正前のもの）の規定により、所得の金額が800万円以下について100分の22の税率を、その余の所得の金額について100分の30の税率を、それぞれ乗じて計算した金額の合計額である。

ウ 法人税の額から控除される所得税の額（別表4-3・順号㉓） 8278円

上記金額は、法人税法68条1項（平成23年法律第114号による改正前のもの。以下同じ。）の規定に基づき前記イの法人税の額から控除される所得税の額であり、平成19年12月期法人税確定申告書（甲1の3、乙9）の「控除税額の計算」欄中「所得税の額等」欄に記載された金額と同額である。

エ 納付すべき法人税の額（別表4-3・順号㉔） 4234万9800円

上記金額は、前記イの金額から、前記ウの金額を控除した後の金額である。

オ 既に納付の確定した法人税の額（別表4-3・順号㉕） 6万1400円

上記金額は、平成19年12月期法人税確定申告書（甲1の3、乙9）の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税の額（別表2-3・順号㉔） 4228万8400円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を差し引いた後の金額である。

(4) 平成20年12月期（別表4-4）

ア 所得の金額（別表4-4・順号㉑） 1億6691万1233円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した後の金額である。

(ア) 申告に係る所得の金額（別表4-4・順号①） 43万8803円

上記金額は、原告が平成21年3月31日、仙台北税務署長に対して提出した平成20年12月期の法人税の確定申告書（以下「平成20年12月期法人税確定申告書」という。甲1の4、乙10）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得の金額と同額である。

(イ) 所得の金額に加算すべき金額（別表4-4・順号㉒） 3億7619万6137円

上記金額は、次のaないしhの金額の合計額である。

a 損金の額に算入されない支払手数料の額（別表4-4・順号②）

1億7448万5715円

上記金額は、原告がBに対して支払手数料の名目により支出した金員（本件支払手数料）の額であるところ、この支出は、原告が金銭を対価なくBに移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在しないから、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額である。

b 損金の額に算入されない寄附金の額（別表4-4・順号③） 1億8108万4936円

上記金額は、下記(ウ) aにより法人税法37条1項にいう「支出した寄附金の額」の合計額に該当する金額1億8321万円につき、同項及び法人税法施行令73条（平成21年政令第105号による改正前のもの）の規定により計算した金額（212万5064円）を超える部分の金額であり、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されないものである（別表5「平成20年12月期」欄参照）。

c 損金の額に算入されない費用の額（別表4-4・順号④） 309万5239円

上記金額は、丁が個人で営むコンビニエンスストアの従業員の給与及び車両に係る費用であって、原告に帰属する費用ではないことから、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額である。

d 益金の額に算入される受取賃料に相当する額（別表4-4・順号⑤）

686万4258円

原告は、本件建物を丁が個人で営むコンビニエンスストアの営業のために無償で使用させており（前記(1)ア(イ)c参照）、これが法人税法22条2項に規定する無償による役務の提供に該当するところ、上記金額は、本件建物の平成20年12月期の年間の賃料に相当する額である686万4258円と同額であり、これは、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額である。

e 損金の額に算入されない業務主宰役員に対して支給する給与の額（別表4-4・順号⑥）

90万円

上記金額は、原告が丁（当時は原告の代表取締役）に対して支給した給与の額の一部であるところ、原告は、法人税法35条1項に規定する特殊支配同族会社に該当することから、

同項及び法人税法施行令72条の2（平成21年政令第105号による改正前のもの）の規定により計算された金額であり、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額である。

f 益金の額に算入される受入手数料の額（別表4-4・順号⑦） 932万3989円

上記金額は、法人税法22条2項及び4項の規定により、受入手数料の名目による収益の額として平成20年12月期の益金の額に計上すべき金額であるから、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額である。

g 益金の額に算入される受入手数料の額（別表4-4・順号⑧） 40万円

上記金額は、K及びL株式会社（以下「L」という。）への各役務（会計顧問契約等に基づく役務）の提供に係る受入手数料の額に相当するものであり、既に役務の提供が完了しているから益金の額に算入される金額である。

h 損金の額に算入されない交際費等の額（別表4-4・順号⑨） 4万2000円

上記金額は、下記(ウ)gにより交際費等の額として損金の額に算入される金額のうち、措置法61条の4第1項（平成20年3月31日までは平成20年法律第23号による改正前のもの、同年4月1日から同年12月31日までは、平成21年法律第61号による改正前のもの）の規定により、原告の所得の金額の計算上、損金の額に算入されない交際費等の額（別表6「平成20年12月期」欄参照）である。

(ウ) 所得の金額から減算すべき金額（別表4-4・順号⑩） 2億0972万3707円

上記金額は、次のaないしgの各金額の合計額である。

a 損金の額に算入される寄附金の額（別表4-4・順号⑪） 1億8321万円

上記金額は、原告がBに対して支出した本件支払手数料の額（1億7448万5715円）及びそれに係る仮払消費税等の額（872万4285円）の合計額であり、原告が金銭を対価なくBに移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在せず、Bに対する金銭の贈与と認められるから、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当し、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額である。

b 益金の額に算入されない受入手数料の額（別表4-4・順号⑫） 647万6191円

上記金額は、原告が、受入手数料の名目による収益の額として、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額のうち、丁が個人で営むコンビニエンスストアに係る収入金額であって、原告に帰属する収益ではないことから、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額である。

c 益金の額に算入されない受入手数料の額（別表4-4・順号⑬） 583万8552円

上記金額は、原告が、受入手数料の名目による収益の額として、原告の所得の金額の計算上、益金の額に算入した金額のうち、丁が監査役を務める法人から受領した監査役の報酬に係る収入金額であって、原告に帰属する収益ではないことから、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額である。

d 損金の額に算入される事業税の額（別表4-4・順号⑭） 1346万7500円

上記金額は、平成19年12月期法人税更正処分に伴い原告が納付することとなった事業税の額に相当するものであり、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額である。

e 損金の額に算入される雑損失の額（別表4-4・順号⑮） 36円

上記金額は、平成20年12月期法人税更正処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）による未払消費税等の額の増加額（935万2864円）と平成20年12月課税期間消費税等更正処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）による消費税等の額の増加額（935万2900円）との差額（別表7参照）であり、雑損失の額として、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額である。

f 益金の額に算入されない報酬手数料の額（別表4-4・順号⑩） 31万1428円

上記金額は、法人税法上の所得の金額の計算に当たり、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理について税抜経理方式を採用している原告が、消費税法上の課税資産の譲渡等に該当しないものとして、法人税法上の原告の所得の金額の計算上益金の額に算入した受入手数料（仮受金）の額に対する消費税等（仮受消費税等）の額に相当するものであるところ、これは、役務（丁から原告が受託した会計業務）の提供の対価として受領した金額（622万8572円）に係るものであり、消費税法上の課税資産の譲渡等に該当するから、法人税法上の原告の所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額である。

g 損金の額に算入される交際費等の額（別表4-4・順号⑪） 42万円

上記金額は、原告が無償でしたK及びLに対する各役務（会計顧問契約等に基づく役務）の提供に係る受入手数料の額（40万円）に相当する金額に消費税等の額に相当する金額を加算した後のものであり、措置法61条の4第3項に規定する交際費等の額に該当し、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額である。

イ 所得の金額に対する法人税の額（別表4-4・順号⑫） 4943万3300円

上記金額は、前記アの金額1億6691万1000円につき、法人税法66条1項（平成23年法律第114号による改正前のもの。以下同じ。）及び2項（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。）の規定により、所得の金額が800万円以下について100分の22の税率を、その余の所得の金額について100分の30の税率を、それぞれ乗じて計算した金額の合計額である。

ウ 法人税の額から控除される所得税の額（別表4-4・順号⑬） 3万1149円

上記金額は、法人税法68条1項の規定に基づき前記イの法人税の額から控除される所得税の額であり、平成20年12月期法人税確定申告書（甲1の4、乙10）の「控除税額の計算」欄中「所得税の額等」欄に記載された金額と同額である。

エ 納付すべき法人税の額（別表4-4・順号⑭） 4940万2100円

上記金額は、前記イの金額から、前記ウの金額を控除した後の金額である。

オ 既に納付の確定した法人税の額（別表4-4・順号⑮） 6万5200円

上記金額は、平成20年12月期法人税確定申告書（甲1の4、乙10）の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税の額（別表4-4・順号⑯） 4933万6900円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を差し引いた後の金額である。

(5) 平成21年12月期（別表4-5）

ア 所得の金額（別表4-5・順号⑰） 1億0050万1681円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した後の金額である。

(ア) 申告に係る欠損金額（別表4-5・順号⑱） 543万1708円

上記金額は、原告が平成22年3月31日、仙台北税務署長に対して提出した平成21年1

2月期の法人税の確定申告書（以下「平成21年12月期法人税確定申告書」という。甲1の5、乙11）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額と同額である。

(イ) 所得の金額に加算すべき金額（別表4-5・順号⑫） 3億5350万8531円

上記金額は、次のaないしjの各金額の合計額である。

a 損金の額に算入されない支払手数料の額（別表4-5・順号②）

1億4752万3810円

上記金額は、原告がBに対して支払手数料の名目により支出した金員（本件支払手数料）の額であるところ、この支出は、原告が金銭を対価なくBに移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在しないから、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額である。

b 損金の額に算入されない寄附金の額（別表4-5・順号③） 1億5361万5270円

上記金額は、下記(ウ) aにより法人税法37条1項にいう「支出した寄附金の額」の合計額に該当する金額1億5490万円につき、同項及び法人税法施行令73条（平成21年政令第105号による改正前のもの）の規定により計算した金額（128万4730円）を超える部分の金額であり、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されないものである（別表5「平成21年12月期」欄参照）。

c 益金の額に算入されるいわゆる雑収入の額（別表4-5・順号④） 720万0759円

上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。

(a) 平成21年12月期法人税更正処分による未払消費税等の増加額と平成21年12月課税期間消費税等更正処分による消費税等の増加額との差額 16円

上記金額は、平成21年12月期法人税更正処分による未払消費税等の額の増加額（498万2216円）と平成21年12月課税期間消費税等更正処分による消費税等の額の増加額（498万2200円）との差額であり、雑収入の額として、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額である。

(b) 平成17年12月法人税更正処分による未払消費税等の増加額 720万0743円

上記金額は、平成17年12月期法人税更正処分により増加する未払消費税等の額（720万0743円。別表8参照）と同額であるところ、原告の平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税等については、平成21年3月1日以降は通則法70条1項（平成23年法律第114号による改正前のもの）の規定により更正の処分をすることができないから、上記の未払消費税等の額の増加額は、同日が含まれる平成21年12月期において、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額である。

d 益金の額に算入される受入手数料の額（別表4-5・順号⑤） 4128万7572円

上記金額は、原告が平成21年12月期の期末において29件の顧客に対して提供した各役務の対価の額の合計額を減額したとされるもの（5365万2450円）の一部であり、法人税法22条2項及び4項の規定により、受入手数料の名目による収益の額として平成21年12月期の益金の額に計上すべき金額であるから、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額である。

e 益金の額に算入される受入手数料の額（別表4-5・順号⑥）

40万円

上記金額は、K及びLへの各役務（会計顧問契約等に基づく役務）の提供に係る受入手数料の額に相当するものであり、既に役務の提供が完了しているから、原告の所得の金額の計

算上益金の額に算入される金額である。

- f 損金の額に算入されないいわゆる貸倒損失の額（別表４－５・順号⑦）

124万8334円

上記金額は、Nに対する売掛債権の額を貸倒損失として原告の所得の金額の計算上損金の額に算入したものであるところ、原告がNに対して債務の免除をした事実は認められず、個人で飲食業を営む同人に支払能力がないとも認められないのであって、上記の売掛債権の全額の回収をすることができないものとは認められないから、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額である。

- g 損金の額に算入されない固定資産除却損の額（別表４－５・順号⑧） 19万8500円

上記金額は、平成19年12月期において福島市内の事務所に設置されていた複写機を除却した結果生じた固定資産除却損の額であり、平成21年12月期において、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額である。

- h 益金の額に算入されるいわゆる固定資産売却益の額（別表４－５・順号⑨）

71万4286円

上記金額は、原告が、平成21年12月期に属する日（平成21年1月5日）において、本件建物及びその敷地の共有持分を売却した結果生じた上記敷地に係る売却益（1500万円）と本件建物に係る売却損（1428万5714円）の差額であり、固定資産売却益として、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額である。

- i 損金の額に算入されない業務主宰役員に対して支給する給与の額（別表４－５・順号⑩）

90万円

上記金額は、原告が丁（当時は原告の代表取締役）に対して支給した給与の額の一部であるところ、原告は、法人税法35条1項に規定する特殊支配同族会社に該当することから、同項及び法人税法施行令72条の2（平成21年政令第105号による改正前のもの）の規定により計算された金額であり、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額である。

- j 損金の額に算入されない交際費等の額（別表４－５・順号⑪）

42万円

上記金額は、下記(ウ) dにより交際費等の額として損金の額に算入される金額のうち、措置法61条の4第1項（平成22年法律第6号による改正前のもの）の規定により、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されない交際費等の額（別表6「平成21年12月期」欄）参照）である。

- (ウ) 所得の金額から減算すべき金額（別表４－５・順号⑰）

2億4757万5142円

上記金額は、次のaないしdの金額の合計額である。

- a 損金の額に算入される寄附金の額（別表４－５・順号⑬）

1億5490万円

上記金額は、原告がBに対して支出した本件支払手数料の額（1億4752万3810円）及びそれに係る仮払消費税等の額（737万6190円）の合計額であり、原告が金銭を対価なくBに移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在せず、Bに対する金銭の贈与と認められるから、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当し、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額である。

- b 損金の額に算入される事業税の額（別表４－５・順号⑭）

1572万5500円

上記金額は、平成20年12月期法人税更正処分に伴い原告が納付することとなった事業税の額に相当するものであり、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額である。

c 益金の額に算入されない受入手数料の額（別表4-5・順号⑮） 7652万9642円

上記金額は、原告が、受入手数料の名目による収益の額として、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額のうち、過年度分の売上げであるなど平成21年12月期の益金の額に計上される金額とはいえないものであることから、原告の所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額である。

d 損金の額に算入される交際費等の額（別表4-5・順号⑯） 42万円

上記金額は、原告が無償でしたK及びLに対する役務（会計顧問契約等に基づく役務）の提供に係る受入手数料の額（40万円）に相当する金額に消費税等の額に相当する金額を加算した後のものであり、措置法61条の4第3項に規定する交際費等の額に該当し、原告の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額である。

イ 所得の金額に対する法人税の額（別表4-5・順号⑳） 2919万0300円

上記金額は、前記アの所得金額1億0050万1000円につき、法人税法66条1項及び2項並びに措置法42条の3の2（平成22年法律第6号による改正前のもの）の規定により、所得の金額が800万円以下について100分の18の税率を、その余の所得の金額について100分の30の税率を、それぞれ乗じて計算した金額の合計額である。

ウ 法人税の額から控除される所得税の額（別表4-5・順号㉑） 7935円

上記金額は、法人税法68条1項の規定に基づき前記イの法人税の額から控除される所得税の額であり、平成21年12月期法人税確定申告書（甲1の5、乙11）の「控除税額の計算」欄中「所得税の額等」欄に記載された金額と同額である。

エ 納付すべき法人税の額（別表4-5・順号㉒） 2918万2300円

上記金額は、前記イの金額から、前記ウの金額を控除した後の金額である。

オ 既に納付の確定した法人税の額（別表4-5・順号㉓） △7935円

上記金額は、平成21年12月期法人税確定申告書（甲1の5、乙11）の「この申告による還付金額」欄中「所得税額等の還付金額」欄に記載された金額（なお、上記のとおり、同申告書においては、「所得税額等の還付金額」欄に金額が記載されているため、「△」は記載されていない。）と同額である。

カ 差引納付すべき法人税の額（別表4-5・順号㉔） 2919万0200円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を差し引いた後の金額である。

2 本件各法人税更正処分の適法性

被告が本件訴えにおいて主張する原告の本件各事業年度の法人税に係る所得の金額及び納付すべき法人税の額は、前記1で述べたとおりであるところ、これらの各金額は、本件各法人税更正処分における所得の金額及び納付すべき法人税の額（別表9の各「同上裁決」欄中の「所得金額」欄及び「納付すべき法人税額」欄各参照）と同額又はこれを上回るから、本件各法人税更正処分はいずれも適法である。

3 本件法人税各賦課決定処分の根拠

前記2のとおり、本件各法人税更正処分はいずれも適法であるところ、本件各法人税更正処分により新たに納付すべきこととなった法人税の額については、その計算の基礎となった事実について、これを計算の基礎としなかったことに通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められ

ない。

したがって、原告に課されるべき過少申告加算税の額は、次のとおりである。

- (1) 平成17年12月期 668万9000円

上記金額は、平成17年12月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額4476万円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）を基礎として、これに通則法65条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）の規定により100分の10の割合を乗じて計算した金額447万6000円と、同条2項の規定に基づき、新たに納付すべきこととなった税額4476万1300円のうち50万円を超える部分に相当する税額4426万円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ）に100分の5の割合を乗じて計算した金額221万3000円の合計額である。

- (2) 平成18年12月期 654万6500円

上記金額は、平成18年12月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額4381万円を基礎として、これに通則法65条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）の規定により100分の10の割合を乗じて計算した金額438万1000円と、同条2項の規定に基づき、新たに納付すべきこととなった税額4381万4100円のうち50万円を超える部分に相当する税額4331万円に100分の5の割合を乗じて計算した金額216万5500円の合計額である。

- (3) 平成19年12月期 631万7000円

上記金額は、平成19年12月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額4228万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて計算した金額422万8000円と、同条2項の規定に基づき、新たに納付すべきこととなった税額4228万8400円のうち50万円を超える部分に相当する税額4178万円に100分の5の割合を乗じて計算した金額208万9000円の合計額である。

- (4) 平成20年12月期 737万4500円

上記金額は、平成20年12月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額4933万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて計算した金額493万3000円と、同条2項の規定に基づき、新たに納付すべきこととなった税額4933万6900円のうち50万円を超える部分に相当する税額4883万円に100分の5の割合を乗じて計算した金額244万1500円の合計額である。

- (5) 平成21年12月期 401万9000円

上記金額は、平成19年12月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額2696万円（平成21年12月期に係る「法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書」（甲4の5）の「差引納付すべき又は減少（一印）する法人税額」欄中の「更正又は決定の金額」欄に記載された金額）を基礎として、これに通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて計算した金額269万6000円と、同条2項の規定に基づき、新たに納付すべきこととなった税額2696万5100円のうち50万円を超える部分に相当する税額2646万円に100分の5の割合を乗じて計算した金額132万3000円の合計額である。

4 本件法人税賦課決定処分の適法性

被告が本件訴えにおいて主張する本件各法人税更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税

の額は、前記3のとおりであるところ、これらの金額は、本件法人税各賦課決定処分における過少申告加算税の額といずれも同額である（別表9の各「同上裁決」欄中の「過少申告加算税」欄各参照）から、本件法人税各賦課決定処分はいずれも適法である。

5 本件各消費税等更正処分の根拠

被告が本件訴えにおいて主張する原告の本件各課税期間の消費税等に係る課税標準額及び納付すべき消費税等の額は、次のとおりである。

(1) 平成19年12月課税期間（別表10-1）

ア 課税標準額（別表10-1・順号①） 2億6636万円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、通則法118条1項により1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

(ア) 確定申告における課税売上高 2億6316万2821円

上記金額は、原告が平成20年3月31日に仙台北税務署長に対して提出した平成19年12月課税期間の消費税等の修正申告書（以下「平成19年12月課税期間消費税等修正申告書」という。甲3の1）の「課税売上割合」欄中の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税売上高に加算すべき金額 319万7487円

上記金額は、①法人税法22条2項及び4項の規定により、受入手数料の名目による収益の額として平成19年12月期の益金の額に計上すべき金額である665万1622円（前記1(3)ア(イ)g（益金の額に算入される受入手数料の額（別表4-3・順号⑧）参照）及び②Kへの役務（会計顧問契約等に基づく役務）の提供に係る受入手数料の額に相当する金額である20万円（前記1(3)ア(イ)h（益金の額に算入される受入手数料の額（別表4-3・順号⑨）参照）の合計額に、③計算誤りにより課税売上高に計上していなかった金額321万0123円を加算し、④課税資産等の譲渡等に該当しない原告が本件建物を丁が個人で営むコンビニエンスストアの営業のために無償で使用させたことの対価に相当する金額である686万4258円（前記1(3)ア(イ)f（益金の額に算入される受取賃料に相当する額（別表4-3・順号⑦）参照）を減算した後の金額である。

イ 課税標準に対する消費税額（別表10-1・順号②） 1065万4400円

上記金額は、前記アの金額2億6636万円に消費税法29条（平成24年法律第68号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額（別表10-1・順号③） 232万5308円

上記金額は、①平成19年12月課税期間消費税等修正申告書（甲3の1）の付表2の「項目」欄中の「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑧」欄に記載された金額2億2878万9342円から、②原告がBに対して支払手数料の名目により支出した金員（本件支払手数料）の額である1億5666万6667円（前記1(3)ア(イ)a参照）及びそれに係る消費税等の額に相当する金額を加算した後の金額である1億6450万円（前記1(3)ア(ウ)a参照）並びに③丁が個人で営むコンビニエンスストアの従業員の給与及び車両に係る費用の額である309万5239円（前記1(3)ア(イ)c参照）及びそれに係る消費税等の額に相当する金額を加算した後の金額である325万円を減算した後の金額（6103万9342円）に105分の4を乗じて算出した金額である。

エ 納付すべき消費税額（別表10-1・順号④） 832万9000円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した後の金額（通則法１１９条１項の規定に基づき１００円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

オ 既に納付の確定した消費税額（別表１０－１・順号⑤） １８１万０６００円

上記金額は、平成１９年１２月課税期間消費税等修正申告書（甲３の１）の「差引税額」欄に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき消費税額（別表１０－１・順号⑥） ６５１万８４００円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した後の金額である。

キ 地方消費税の課税標準（別表１０－１・順号⑦） ８３２万９０００円

上記金額は、地方税法７２条の７第２号及び７２条の８２の各規定により、地方消費税（譲渡割）の課税標準額とされる消費税額（別表１０－１・順号④「納付すべき消費税額」欄に記載された金額）であり、前記エの金額と同額である。

ク 譲渡割額（納税額）（別表１０－１・順号⑧） ２０８万２２００円

上記金額は、前記キの地方消費税の課税標準となる金額（８３２万９０００円）に地方税法７２条の８３（平成２４年法律第６９号による改正前のもの。以下同じ。）の規定により１００分の２５の税率を乗じて算出した金額である。

ケ 既に納付の確定した譲渡割額（別表１０－１・順号⑨） ４５万２６００円

平成１９年１２月課税期間消費税等修正申告書（甲３の１）の「譲渡割額」欄中の「納税額」欄に記載された金額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額（別表１０－１・順号⑩） １６２万９６００円

上記金額は、前記クの金額から前記ケの金額を控除した後の金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の額（別表１０－１・順号⑪） ８１４万８０００円

上記金額は、前記カのコの金額に前記コのコの金額を加算した後の金額である。

(2) 平成２０年１２月課税期間（別表１０－２）

ア 課税標準額（別表１０－２・順号①） ２億７３９７万４０００円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、通則法１１８条１項により１００円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

(ア) 確定申告における課税売上高 ２億６４４９万７８６８円

上記金額は、原告が平成２１年３月３１日に仙台北税務署長に対して提出した平成２０年１２月課税期間の消費税等の修正申告書（以下「平成２０年１２月課税期間消費税等修正申告書」という。甲３の２）の「課税売上割合」欄中の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税売上高に加算すべき金額 ９４７万６３７０円

上記金額は、①法人税法２２条２項及び４項の規定により、受入手数料の名目による収益の額として平成２０年１２月期の益金の額に計上すべき金額である９３２万３９８９円（前記１(4)ア(イ) f（益金の額に算入される受入手数料の額（別表４－４・順号⑦））参照）及び②K及びLへの各役務（会計顧問契約等に基づく役務）の提供に係る受入手数料の額に相当する金額である４０万円（前記１(4)ア(イ) g（益金の額に算入される受入手数料の額（別表４－４・順号⑧））参照）の合計額に、③原告が本件建物を丁が個人で営むコンビニエンスストアの営業のために無償で使用させたことの対価に相当する金額である６８６万４２５８円（前記１(4)ア(イ) d（益金の額に算入される受取賃料に相当する額（別表４－４・順号⑤））参照）か

ら、原告が受入手数料の名目による収益の額として原告の所得の金額の計算上、益金の額に算入した金額のうち、丁が個人で営むコンビニエンスストアに係る収入金額であって原告に帰属しない金額である647万6191円（前記1(4)ア(ウ) b（益金の額に算入されない受入手数料の額（別表4-4・順号⑫））参照）を控除した後の金額である課税売上高に計上していなかった金額である38万8067円並びに④計算誤りにより課税売上高に計上していなかった金額622万8572円を加算し、⑤課税資産等の譲渡等に該当しない原告が本件建物を丁が個人で営むコンビニエンスストアの営業のために無償で使用させたことの対価に相当する金額である686万4258円（前記1(4)ア(イ) d（益金の額に算入される受取賃料に相当する額（別表4-4・順号⑤））参照）を減算した後の金額である。

イ 課税標準に対する消費税額（別表10-2・順号②） 1095万8960円

上記金額は、前記アの金額2億7397万4000円に消費税法29条に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額（別表10-2・順号③） 222万5705円

上記金額は、①平成20年12月課税期間消費税等修正申告書（甲3の2）の付表2の「項目」欄中の「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑧」欄に記載された金額2億4488万4782円から、②原告がBに対して支払手数料の名目により支出した金員（本件支払手数料）の額である1億7448万5715円（前記1(4)ア(イ) a 参照）及びそれに係る消費税等の額に相当する金額を加算した金額である1億8321万円（前記1(4)ア(ウ) a 参照）並びに③丁が個人で営むコンビニエンスストアの従業員の給与及び車両に係る費用の額である309万5239円（前記1(4)ア(イ) c 参照）及びそれに係る消費税等の額に相当する金額を加算した後の金額である325万円を減算した後の金額（5842万4782円）に105分の4を乗じて算出した金額である。

エ 納付すべき消費税額（別表10-2・順号④） 873万3200円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した後の金額である。

オ 既に納付の確定した消費税額（別表10-2・順号⑤） 125万0900円

上記金額は、平成20年12月課税期間消費税等修正申告書（甲3の2）の「差引税額」欄に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき消費税額（別表10-2・順号⑥） 748万2300円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した後の金額である。

キ 地方消費税の課税標準（別表10-2・順号⑦） 873万3200円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の各規定により、地方消費税（譲渡割）の課税標準額とされる消費税額（別表10-2・順号④「納付すべき消費税額」欄に記載された金額）であり、前記エと同額である。

ク 譲渡割額（納税額）（別表10-2・順号⑧） 218万3300円

上記金額は、前記キの地方消費税の課税標準となる金額（873万3200円）に地方税法72条の83の規定により100分の25の税率を乗じて算出した金額である。

ケ 既に納付の確定した譲渡割額（別表10-2・順号⑨） 31万2700円

平成20年12月課税期間消費税等修正申告書（甲3の2）の「譲渡割額」欄中の「納税額」欄に記載された金額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額（別表10-2・順号⑩） 187万0600円

上記金額は、前記クの金額から前記ケの金額を控除した後の金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の額（別表１０－２・順号⑪） ９３５万２９００円

上記金額は、前記カの金額に前記コの金額を加算した後の金額である。

(3) 平成２１年１２月課税期間（別表１０－３）

ア 課税標準額（別表１０－３・順号①） ２億７２９８万１０００円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を減算し、通則法１１８条１項により１０００円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

(ア) 確定申告における課税売上高 ３億２２１０万９３８０円

上記金額は、原告が平成２２年３月３１日に仙台北税務署長に対して提出した平成２１年１２月課税期間の消費税等の修正申告書（以下「平成２１年１２月課税期間消費税等修正申告書」という。甲３の３）の「課税売上割合」欄中の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税売上高から減算すべき金額 ４９１２万７７８３円

上記金額は、①計算誤りにより課税売上高を過大に計上していた金額９０４１万５３５５円から、②原告が平成２１年１２月期の期末において２９件の顧客に対して提供した各役務の対価の額の合計額を減額したとされるもの（５３６５万２４５０円）の一部であって、法人税法２２条２項及び４項の規定により、受入手数料の名目による収益の額として平成２１年１２月期の益金の額に計上すべき金額である４１２８万７５７２円（前記１(5)ア(イ)ｄ（益金の額に算入される受入手数料の額（別表４－５・順号⑤））参照）を減算した後の金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額（別表１０－３・順号②） １０９１万９２４０円

上記金額は、前記アの金額２億７２９８万１０００円に消費税法２９条に規定する１００分の４の税率を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額（別表１０－３・順号③） ２４９万５２４８円

上記金額は、①平成２１年１２月課税期間消費税等修正申告書（甲３の３）の付表２の「項目」欄中の「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑧」欄に記載された金額２億２０４０万０２８３円から、原告がＢに対して支払手数料の名目により支出した金員（本件支払手数料）の額である１億４７５２万３８１０円（前記１(5)ア(イ)ａ参照）及びそれに係る消費税等の額に相当する金額を加算した後の金額である１億５４９０万円を減算した金額（６５５０万０２８３円）に１０５分の４を乗じて算出した金額である。

エ 貸倒れに係る税額（別表１０－３・順号④） ７７万０４７６円

上記金額は、平成２１年１２月課税期間消費税等修正申告書（甲３の３）の「控除税額」欄中の「貸倒れに係る税額」欄に記載された金額８２万０４０９円から、原告がＮに対して債務の免除をした事実や個人で飲食業を営む同人に支払能力がないとの事実が認められないことに伴い、原告が貸倒損失として法人税法上の所得の金額の計算上損金の額に算入したＮに対する売掛債権の額の全部の領収をすることができないものとは認められないため、貸倒れに係る消費税額の控除（消費税法３９条１項（平成２４年法律第６８号による改正前のもの））を受けることができない金額である１２４万８３３４円（前記１(5)ア(イ)ｆ（損金の額に算入されないいわゆる貸倒損失の額（別表４－５・順号⑦））参照）に同項に規定する１００分の４の税率を乗じて算出した金額である４万９９３３円を控除した後の金額である。

オ 納付すべき消費税額（別表１０－３・順号⑤） ７６５万３５００円

上記金額は、前記イの金額から前記ウ及びエの各金額の合計額を控除した後の金額である。

カ 既に納付の確定した消費税額（別表１０－３・順号⑥） ３６６万７７００円

上記金額は、平成２１年１２月課税期間消費税等修正申告書（甲３の３）の「差引税額」欄に記載された金額と同額である。

キ 差引納付すべき消費税額（別表１０－３・順号⑦） ３９８万５８００円

上記金額は、前記オの金額から前記カの金額を控除した後の金額である。

ク 地方消費税の課税標準額（別表１０－３・順号⑧） ７６５万３５００円

上記金額は、地方税法７２条の７第２号及び７２条の８２の各規定により、地方消費税（譲渡割）の課税標準額とされる消費税額（別表１０－３・順号⑤「納付すべき消費税額」欄に記載された金額）であり、前記オと同額である。

ケ 譲渡割額（納税額）（別表１０－３・順号⑨） １９１万３３００円

上記金額は、前記クの地方消費税の課税標準となる金額（７６５万３５００円）に地方税法７２条の８３の規定により１００分の２５の税率を乗じて算出した金額である。

コ 既に納付の確定した譲渡割額（別表１０－３・順号⑩） ９１万６９００円

平成２１年１２月課税期間消費税等修正申告書（甲３の３）の「譲渡割額」欄中の「納税額」欄に記載された金額と同額である。

サ 差引納付すべき譲渡割額（別表１０－３・順号⑪） ９９万６４００円

上記金額は、前記ケの金額から前記コの金額を控除した後の金額である。

シ 差引納付すべき消費税等の額（別表１０－３・順号⑫） ４９８万２２００円

上記金額は、前記キの金額に前記サの金額を加算した後の金額である。

6 本件消費税等更正処分の適法性

被告が本件訴えにおいて主張する本件各消費税等更正処分に係る本件各課税期間における納付すべき消費税額及び譲渡割額（地方消費税額）は、前記５のとおりであるところ、これらの各金額は、本件各消費税等更正処分の納付すべき消費税額及び譲渡割額（地方消費税額）（別表１１の各「同上裁決」欄中の「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき地方消費税額」欄各参照）といずれも同額であるから、本件各消費税等更正処分はいずれも適法である。

7 本件消費税等賦課決定処分の根拠

前記６のとおり、本件各消費税等更正処分はいずれも適法であるところ、本件各消費税等更正処分により新たに納付すべきこととなった消費税等の額については、その計算の基礎となった事実について、これを計算の基礎としなかったことに通則法６５条４項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、原告に課されるべき過少申告加算税の額は、次のとおりである。

(1) 平成１９年１２月課税期間 １１６万３５００円

上記金額は、平成１９年１２月課税期間消費税等更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額８１４万円を基礎として、これに通則法６５条１項の規定により１００分の１０の割合を乗じて計算した金額８１万４０００円と、同条２項の規定に基づき、前記(1)サの新たに納付すべきこととなった税額８１万８０００円と平成１９年１２月課税期間消費税等修正申告書（甲３の１）の「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額」欄に記載された金額５５万６４００円の合計額８７０万４４００円のうち期限内申告額相当１７０万６８００円と５０万円とのいずれか多い金額（１７０万６８００円）を超える部分に相当する税額６９９万円に１００分の５の

割合を乗じて計算した金額34万9500円の合計額である。

(2) 平成20年12月課税期間

132万4500円

上記金額は、平成20年12月課税期間消費税等更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額935万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて計算した金額93万5000円と、同条2項の規定に基づき、前記(2)サの新たに納付すべきこととなった税額93万2900円と平成20年12月課税期間消費税等修正申告書(甲3の2)の「消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額」欄に記載された金額2000円の合計額93万4900円のうち期限内申告額相当額156万1600円と50万円とのいずれか多い金額(156万1600円)を超える部分に相当する税額779万円に100分の5の割合を乗じて計算した金額38万9500円の合計額である。

(3) 平成21年12月課税期間

74万7000円

上記金額は、平成21年12月課税期間消費税等更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額498万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて計算した金額49万8000円と、同条2項の規定に基づき、新たに納付すべきこととなった税額498万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額24万9000円の合計額である。

8 本件消費税等賦課決定処分の適法性

被告が本件訴えにおいて主張する本件各消費税等更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、前記7のとおりであるところ、これらの金額は、本件消費税等各賦課決定処分における過少申告加算税の額(別表11の各「同上裁決」欄中の「過少申告加算税」欄各参照)といずれも同額であるから、本件消費税等各賦課決定処分は適法である。

以上

別表 1 から別表 8 まで及び別表 1 0－1 から別表 1 0－3 まで 省略

本件各法人税更正処分等の経緯

《法人税》

(単位：円)

事業年度	区 分	年 月 日	所 得 金 額	所 得 金 額 に 対 す る 法 人 税 額	控除対象 所得税額	納付すべき 法 人 税 額	過 少 申 告 加 算 税	重 加 算 税
平成17年 1 2 月 期	① 確 定 申 告	H18. 03. 31	279, 450	61, 380	3, 695	57, 600	-	-
	② 更正処分等	H22. 07. 06	173, 011, 911	51, 263, 300	3, 695	51, 259, 600	7, 655, 000	-
	③ 審 査 請 求	H22. 09. 03	279, 450	61, 380	3, 695	57, 600	-	-
	④ 同 上 裁 決	H24. 06. 26	151, 542, 741	44, 822, 600	3, 695	44, 818, 900	6, 689, 000	-
平成18年 1 2 月 期	① 確 定 申 告	H19. 04. 02	380, 745	83, 600	4, 054	79, 500	-	-
	② 更正処分等	H22. 07. 06	158, 371, 595	46, 871, 300	4, 054	46, 867, 200	6, 992, 000	-
	③ 審 査 請 求	H22. 09. 03	380, 745	83, 600	4, 054	79, 500	-	-
	④ 同 上 裁 決	H24. 06. 26	148, 459, 441	43, 897, 700	4, 054	43, 893, 600	6, 546, 500	-
平成19年 1 2 月 期	① 確 定 申 告	H20. 03. 31	317, 385	69, 740	8, 278	61, 400	-	-
	② 更正処分等	H22. 07. 06	151, 345, 866	44, 763, 500	8, 278	44, 755, 200	6, 678, 500	-
	③ 審 査 請 求	H22. 09. 03	317, 385	69, 740	8, 278	61, 400	-	-
	④ 同 上 裁 決	H24. 06. 26	143, 327, 964	42, 358, 100	8, 278	42, 349, 800	6, 317, 000	-
平成20年 1 2 月 期	① 確 定 申 告	H21. 03. 31	438, 803	96, 360	31, 149	65, 200	-	-
	② 更正処分等	H22. 07. 06	170, 139, 138	50, 401, 700	31, 149	50, 370, 500	7, 520, 000	-
	③ 審 査 請 求	H22. 09. 03	438, 803	96, 360	31, 149	65, 200	-	-
	④ 同 上 裁 決	H24. 06. 26	166, 911, 233	49, 433, 300	31, 149	49, 402, 100	7, 374, 500	-
平成21年 1 2 月 期	① 確 定 申 告	H22. 03. 31	△5, 431, 708	0	0	△7, 935	-	-
	② 更正処分等	H22. 07. 06	93, 084, 921	26, 965, 200	7, 935	26, 957, 200	2, 160, 500	4, 333, 000
	③ 審 査 請 求	H22. 09. 03	△5, 431, 708	0	0	△7, 935	-	-
	④ 同 上 裁 決	H24. 06. 26	93, 084, 921	26, 965, 200	7, 935	26, 957, 200	4, 019, 000	0

(注) 1 「所得金額」欄の合計の△印は、欠損金額を示す。

(注) 2 「納付すべき法人税額」欄の△印は、所得税額等の還付金額を示す。

本件各消費税更正処分等の経緯

《消費税等》

(単位：円)

課 税 期 間	区 分	年 月 日	課 税 標 準 額	納付すべき 消 費 税 額	納付すべき 地方消費税額	過 少 申 告 加 算 税	重 加 算 税
平成19年12月 課 税 期 間	① 確 定 申 告	H20.02.29	248,845,000	1,365,500	341,300	-	-
	② 修 正 申 告	H20.03.31	263,162,000	1,810,600	452,600	-	-
	③ 更正処分等	H22.07.06	273,224,000	8,603,600	2,150,900	1,216,000	-
	④ 審 査 請 求	H22.10.05	263,162,000	1,810,600	452,600	-	-
	⑤ 同 上 裁 決	H24.06.26	266,360,000	8,329,000	2,082,200	1,163,500	-
平成20年12月 課 税 期 間	① 確 定 申 告	H21.03.02	264,361,000	1,249,300	312,300	-	-
	② 修 正 申 告	H21.03.31	264,497,000	1,250,900	312,700	-	-
	③ 更正処分等	H22.07.06	280,838,000	9,007,800	2,251,900	1,375,500	-
	④ 審 査 請 求	H22.10.05	264,497,000	1,250,900	312,700	-	-
	⑤ 同 上 裁 決	H24.06.26	273,974,000	8,733,200	2,183,300	1,324,500	-
平成21年12月 課 税 期 間	① 確 定 申 告	H22.03.01	270,000,000	625,400	156,300	-	-
	② 修 正 申 告	H22.03.31	322,109,000	3,667,700	916,900	-	-
	③ 更正処分等	H22.07.06	272,981,000	7,653,500	1,913,300	436,500	721,000
	④ 審 査 請 求	H22.10.05	322,109,000	3,667,700	916,900	-	-
	⑤ 同 上 裁 決	H24.06.26	272,981,000	7,653,500	1,913,300	747,000	0